Tochi kaoku Chosa-shi Osaka　平成27年10月 第319号

土地家屋調査士大阪

みおつくし
澪標

トーキくん
大阪土地家屋調査士会
イメージキャラクター

大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号　TEL：06-6942-3330　FAX：06-6941-8070
e-mail　otkc-3330@chosashi-osaka.jp

境界紛争ゼロ宣言

大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との協働による紛争解決機関です。

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者

合意解決

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約 **06-6942-8750**

受付／月―金 9:00～17:00（土・日・祝は除く）

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023 **大阪市中央区北新町3番5号**
大阪土地家屋調査士会 会館5F
電話（06）6942-8750（代表） FAX（06）6942-8751
E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp

大阪土地家屋調査士会 会館内

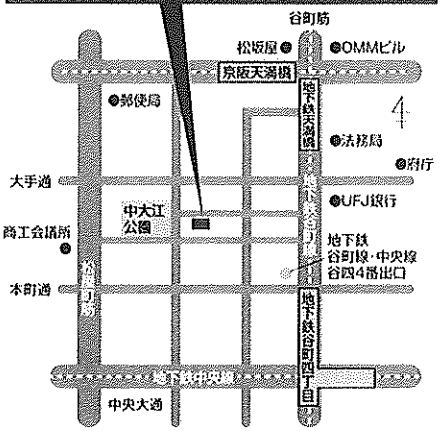

地下鉄谷町四丁目4番出口より徒歩約5分
京阪・地下鉄天満橋駅より徒歩約8分
駐車場の設備はありません。

CONTENTS　第319号　目次

4　**第59回近畿ブロック定例協議会**
新会長に加藤幸男大阪会会長選出　管区局長表彰に松田一郎会員ら

5　第72回日調連定時総会　林千年会長（岐阜会）を再度選出
竹本貞夫会員・西田寛会員に法相表彰

7　**平成27年度　学生インターンシップ**
大阪で４大学６名を受け入れ

9　実習生と受け入れ事務所からひとこと
「社会に寄与している「仕事」に対する心構えを学んだ」

16　講義に熱心な学生が多数　今年も近畿大学で寄付講座開講

17　寄付講座講師を担当して

21　平成27年度　本・支部役委員研修会報告

23　本会・各部長の就任ごあいさつ

26　平成27年度　事業計画実施細目

29　全国一斉不動産表示登記無料相談会が開催
近畿ブロック協議会会則が一部変更　新旧対照表

30　第36回駒川まつり　例年通り参加　ダーツゲームに長蛇の列

31　懲戒処分事例

34　大阪青年土地家屋調査士会だより　入会案内パンフレットの作成及び交流会開催

35　協同組合だより

36　支部別会員数

37　政治連盟だより　公開講座「迷子の不動産　所在所有者不明の土地・家屋への対応」に参加

38　大阪公嘱協会だより　「地籍フォーラム2015」を開催

39　常任理事会・理事会

41　会員異動／法人会員名簿

44　業務日誌

48　公嘱協会の動き

49　行事予定／訃報・おくやみ

50　編集後記／訃報の対応

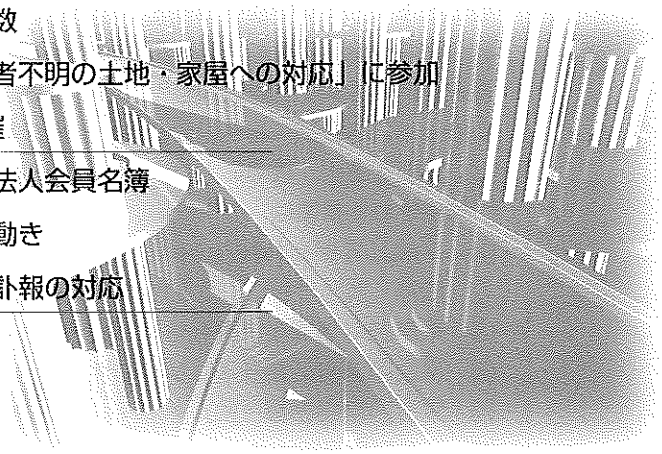

【表紙写真解説】

左上　日調連総会にて
左下　始射式を行う大栃和夫支部長
中上　インターンシップ生と京都会・本会役員
中下　加藤幸男会長（日調連総会にて）
右上　近畿ブロック協議会感謝状受賞者（右端・大阪会神前泰幸会員）
右下　本支部役委員研修会風景

新会長に加藤幸男大阪会会長選出

近畿ブロック定例協議会　管区局長表彰に松田一郎会員ら

近畿ブロック新会長に選出された加藤会長

土地家屋調査士会近畿ブロック第59回定例協議会（総会）が平成27年７月17日(金)ＪＲ奈良駅西口直結「ホテル日航奈良」で開催されました。

本会からは、加藤幸男会長、井上直次・松島稔・松尾賢各副会長、髙橋成季総務・中居克彦財務・相澤襲雄業務研修・久保加奈子社会事業各部長、芳多正行綱紀委員長、延山奎柄支部長会議長、金子正俊連合会理事の11名が出席しました。

総会は当番会である奈良会の東良憲総務部長の司会で始まり、まず物故者に黙とうを捧げ、調査士の歌の斉唱、倫理綱領の斉唱をし、貫渡利行奈良会会長から開会の辞が行われました。続いて、近畿ブロックの杉本哲也会長（和歌山会会長）からの挨拶のあと、議長を選出、議事に入りました。

提出された議案は

(1) 平成26年度会務報告の件
　阪神・淡路まちづくり支援機構活動報告
(2) 平成26年度収支決算報告及び監査報告の件
(3) 平成27年度活動計画（案）の件
(4) 平成27年度予算（案）の件
(5) 土地家屋調査士会近畿ブロック協議会会則改正の件
(6) 役員改選の件
(7) 次期開催地について（次年度は和歌山会が当番会）

以上、報告事項と各議案は満場一致で可決承認されました。今年度の役員改選では、近畿ブロックの新会長に加藤幸男大阪会会長が選出され、副会長には京都会の山田一博、兵庫会の岸本八太郎、奈良会の貫渡利行、滋賀会の沢弘幸、和歌山会の川口吉雄各会長が就任されました。そのほか大阪会からは井上直次副会長が理事・総務部会長に、市原一勲顧問が引き続き相談役にそれぞれ選任されました。

続いて

1．連合会報告
2．全調政連報告
3．桐栄サービスの扱う保険について
4．国民年金基金について
5．平成27年度厚生活動について

以上の報告および説明が行われました。

その後の式典では

1．来賓紹介
2．近畿ブロックの杉本会長からの挨拶
3．管区法務局長表彰、近ブロ会長表彰および近ブロ会長感謝状（大阪会からの受賞者は後掲）
4．来賓祝辞
5．祝電披露

引き続き、古久保隆司奈良会副会長の閉会の辞をもって近畿ブロック定例協議会は終了しました。

このあと、場所を移しての懇親会では各会の出席者が丸テーブルを囲み、各会での取り込みなどの情報交換を行い、親睦を深め、盛況のうちに終了しました。

（社会事業部長・久保加奈子）

近畿ブロック協議会会長表彰受賞者

・**表彰を受けられた皆さん**（大阪会のみ・敬称略）

◇大阪法務局管区局長表彰

田坂　善璋（　北　）　松田　一郎（　南　）
彦坂　浩子（　南　）　河尻　伸作（阪　南）
與倉　郁朗（阪　南）　角　　利男（　堺　）

◇近ブロ会長表彰

芳多　正行（　北　）　吉田龍太郎（　西　）
延山　奎柄（天王寺）　中島　芳樹（中河内）
中島　幸広（中河内）　山脇　優子（中河内）
木下　孝司（北河内）　佐藤　　修（豊　能）

◇近ブロ会長感謝状

神前　泰幸（泉　州）

林千年会長（岐阜会）を再度選出

第72回日調連定時総会　竹本貞夫会員・西田寛会員に法相表彰

日本土地家屋調査士会連合会の平成27年度「第72回定時総会」が、6月16日(火)・17日(水)の２日間、東京都文京区の「東京ドームホテル」地下１階「天空」で開催されました。総会には全国の会長および代議員、連合会役員の179名が出席しました。大阪会からは加藤幸男会長と井上直次・松島稔・松尾賢各副会長、髙橋成季総務・相澤襲雄業務研修・久保加奈子社会事業各部長、竹本貞夫監事の８名の代議員と傍聴者として西田寛会員（大阪城支部）を含めた総勢９名が出席しました。金子正俊会員（大阪城支部）は、日本土地家屋調査士会連合会役員として出席されました。

総会はまず、物故者に対する黙とう・倫理綱領斉唱、調査士の歌斉唱から始まりました。定刻に開会のことばを岡田潤一郎副会長が述べられ、続いて林千年会長の挨拶がありました。

次に29名の法務大臣表彰が行われ、大阪会からは竹本貞夫会員（三島支部）、西田寛会員（大阪城支部）が受賞されました。また、連合会顕彰規程第5条表彰受賞者として大阪会から小林弘己会員（西支部）・村井和巳会員（南支部）・河本勇会員（阪南支部）・衛藤政宣会員(大阪城支部)・館山豊藏会員(北河内支部)・中尾哲夫会員（堺支部）・井上広会員（南河内支部）の７名の皆さんが受賞され、各総会で伝達済みの説明がありました。

総会の様子

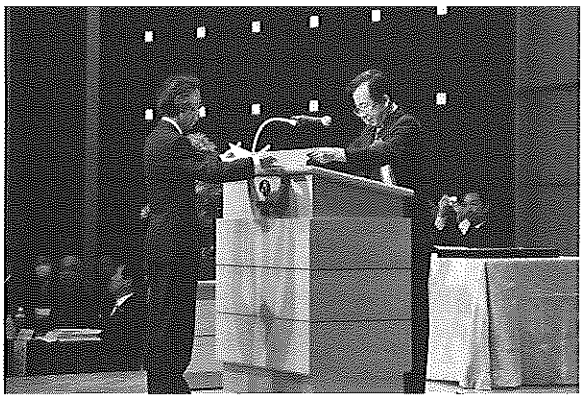

法務大臣表彰を受ける西田会員

来賓祝辞、来賓紹介の後、休憩をはさみ、会務・事業経過報告が行われ、議案審議として、▽第１号議案　平成26年度一般会計収入支出決算報告及び同特別会計収入支出決算報告に関する件が上程され、監査報告がなされたあと、事前に書面で提出された質問・要望、会場からの質問に答弁が行われ、挙手多数により承認されました。▽第２号議案　役員改選に関する件では、会長立候補者が２名、副会長立候補者が５名あり、共に投票が行われました。開票は翌日に行うこととして第１日目はここで休会となりました。

第１日目終了後、ビュッフェスタイルの懇親会が同場所で開催されました。ブロックごとにつくられたテーブルで歓談したり、席を移動し、全国の方々と情報交換などで交流を深めたりと参加された皆さん有意義な時間を過ごされていました。

第２日目は午前９時から開始し、▽第３号議案　平成27年度事業計画（案）審議の件、▽第４号議

案　平成27年度一般会計・特別会計収入支出予算（案）審議の件については、議場承認の上、一括上程され、審議に入りました。まず事業方針大綱として

① 「境界紛争ゼロ宣言！！」の継続的発信
② 表示登記制度への継続的な提言と運用
③ 地図づくりへの貢献
④ 土地家屋調査士の専門的能力の向上と業務領域の拡充
⑤ 公共・公益的な視点からの社会貢献

について説明があり、各部からの事業計画・予算の説明に引き続き質疑応答に入りました。事前に書面で提出された質問・要望が28件あり、大阪会からは加藤会長が下記の２件の質問を提出しました。

1．不動産登記法での義務規定である表示登記の報酬について
2．不動産登記法第14条の建物所在図の整備について

すべての質問に対し、執行部からそれぞれ丁寧な答弁の後、挙手多数により承認されました。

続いて、第２号議案の役員選任の結果発表がありました。会長には林千年会員（岐阜会）が再任され、定数４名の副会長に岡田潤一郎会員（愛媛会）・菅原唯夫会員（岩手会）加賀谷朋彦会員（栃木会）の

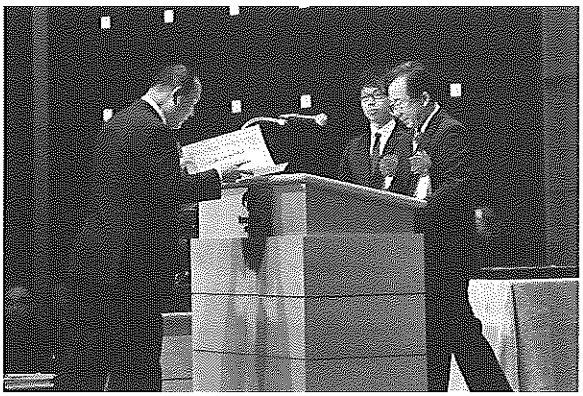

法務大臣表彰を受ける竹本会員

３名が再任、今回新しく海野敦郎会員（神奈川会）が当選されました。また、近畿ブロックからの推薦理事として金子正俊会員（大阪会）が再任、藤井十章会員（兵庫会）が新しく選任されました。今回、金子会員は総務部長として、藤井会員は研究所で活躍されます。以上ですべての審議事項が終了し、満場の拍手をもって議長は降壇されました。

議長降壇後、新役員が整列され、林会長から挨拶がありました。続いて加賀谷副会長からの閉会の言葉があり、第72回日調連定時総会は２日間の日程を無事に終えました。

（社会事業部長・久保加奈子）

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい ー桐栄サービスの願いですー

職業賠償責任保険	会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。
団体所得補償保険	保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、１か月につき補償額をお支払いする制度です。（最長１年間）
団体総合生活補償保険	保険期間中、国内外を問わず 1）日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。 2）病気による入院を日帰り入院より補償します。
測量機器総合保険	会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。
集団扱自動車保険	会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101－0061 東京都千代田区三崎町１－２－10 土地家屋調査士会館６階
TEL 03－5282－5166　FAX 03－5282－5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合せをお願い致します。

大阪で４大学６名を受け入れ

本年度の学生インターンシップ

大阪地方裁判所にて実習を受ける学生たち

産学交流学術研究委員会との協働で行う「平成27年学生インターンシップ」が去る８月17日（月）開講式を皮切りに８月28日（金）までの期間、後掲の日程に従って行われました。今年度は大阪会として、３大学５名、近ブロからの依頼により立命館大学生１名の実習生を受け入れました。（参加学生・受け入れ事務所は後掲）

開講式に先立ち、和田清人産学交流学術研究委員長による「土地家屋調査士の主な業務」として土地家屋調査士法第３条のダイジェスト講義が行われました。実習生たちは、初めて聞くであろう業務内容や専門用語にやや戸惑いながらも和田委員長の講義の内容をしっかりメモを取りながら真剣に聴いていました。

講義中に和田委員長の「このインターンシップに参加した動機は何ですか」という問いかけに対して実習生たちの回答は、

・測量に興味を持った。
・将来の夢は司法書士だが、土地家屋調査士も関係していることが多いので。
・勉強している法律がどのような形で実務に生かされているか知りたかった。

などありましたが、中には

・寄付講座を受けて、具体的に土地家屋調査士を知りたかった。

という回答がありました。寄付講座を実施して興味

松尾副会長

和田委員長

を持ってくれる若い人がこれからどんどん増えていけばという思いが少しでも実っていると実感した瞬間でありました。

開講式には、実習生は受け入れていただける会員の方との対面を果たし、昼食を取りながら緊張した面持ちの中で会話を進めていました。こうして、実習生はそれぞれの事務所に赴きました。

期間中の８月24日（月）実習生は午前中は受入事務所での実習を行い、午後からは実習生と引率の和田委員長、加藤充晴副委員長、松内正樹委員が大阪地方裁判所に午後０時40分に集合し、空き法定で見学の説明を受けたあと、実際の裁判を傍聴しました。

このあと、本会会館に戻り３時から実習の中間報告会が行われ、実習生の受入事務所での困ったことや苦労したことなどを語り合いました。

全日程を終え、８月28日（金）閉講式に再び実習生が集まりました。ここで実習生は、実習成果の発表をしてくれました。主な内容として、

・一つ一つの工程が最終的に社会に寄与している。
・仕事の向こう側にお客さまがいることを実感した。
・仕事に対する熱意が伝わった。
・事務所の方にできなかった分の残りの作業をしていただいたり、言われたことしかできなかったが、これでは社会に出てからでは通用しないだろう。
・スタートとゴールを見ていないと途中の工程がさっぱりわからなくなる。

などがありました。

その中で、印象に残ったのが「チェックすることの大切さを学んだ」というのがありました。われわれの仕事では当たり前のことですが、実習生にとっては、それがとても新鮮であり、かつ、事の重要性が身に染みた日々だったのではないかと思いました。

今回のインターンシップを通じて、実習生はアルバイトとは全然違う「仕事」に対する考えや心構えを学んだことと思います。これから社会に出るに当たり、今回のことが少しでも役に立つことを期待したいと思います。

（社会事業部副部長・冨岡隆）

なお、今回参加していただいた実習生の方々の感想文と受け入れ事務所の会員からのコメントをいただきましたので以下に掲載いたします。

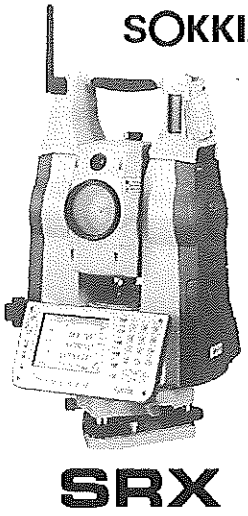

光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ㈱・アイサンテクノロジー㈱・スチール製品・公害測定機・土質試験機

測量機器販売・修理・レンタル

㊊ 阪奈測機㈱

〒575-0054　大阪府四條畷市中新町12－13号
（法務局北側）

TEL　072-877-7609
FAX　072-877-2885

社会に寄与している「仕事」に対する心構えを学んだ
実習生と受け入れ事務所からのひとこと

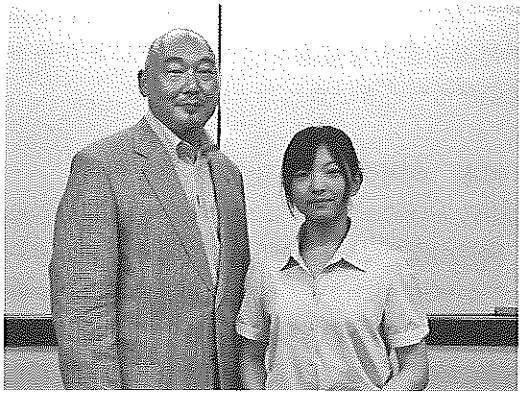

大阪城支部の中林邦友会員と宇和野ひかるさん（近畿大学）

宇和野　ひかる（近畿大・中林邦友事務所）

このたび、中林邦友先生の事務所でインターンシップを受講させていただき、土地家屋調査士の業務を間近に見て、時には体験させていただき、自分が学んでいる法律の知識が実務上でどのように使われているかを知ることを目標とし、10日間の実習期間を過ごしてまいりました。

当初、法律の分野と関係があるということを知らなかった「測量」の業務が正確な表題登記のために行われていたこと、何百枚にも及ぶマンションの各階平面図をはじめとした申請書類を一枚一枚チェックして登記簿の一部が完成すること、不動産登記法と建築基準法では同じ建物でも表示の方法が異なること等、法律がどう生かされているかを中心に学び、机上の勉強と実務上での法律の運用のされ方の違いを知りました。また、土地家屋調査士の仕事が取引の安全を守るということを通して社会に貢献していることを教えていただきました。

そして、このインターンシップを受講する中で、仕事はお客さま、つまり相手がいて初めて発生すること、司法書士、建築会社、そして土地家屋調査士の方などのそれぞれの仕事やその成果が歯車となり、また、自分が学んでいる「法律の知識」はそれ単体ではなく、歯車の一つとして働いているということに気付きました。そして、このことに気付くことができたのは、事務所の先生方や、登記に関係する職種の方々にお会いし、励ましの言葉をいただき、法律に関することやそれ以外のことについてもお話しをお伺いすることができたからだと思っております。

10日間の実習期間は毎日が色濃く、あっという間に過ぎてしまいました。中林先生、そして事務所の皆さまには、短い間でしたが貴重な体験をさせていただきました。この経験を忘れずに、再来年の就職活動、そして社会に出たときに貢献できるように、大学での勉強に取り組んでまいりたいと思います。

★中林　邦友会員（大阪城支部）

今年は近畿大学法学部の宇和野ひかるさんを10日間受け入れて、土地家屋調査士を知ってもらうための実務研修を行いました。

できる限り広範囲のことを体験し、見聞きしてほしいと思い、現場・役所・事務所各々の場所でさまざまな話をしました。また、土地家屋調査士以外の資格者（公認会計士・社会保険労務士・司法書士・税理士・公証人）と話をする時間を作り、各々の先生達からさまざまな内容の話をしてもらいました。

宇和野さんは見た目通りまじめで何にでも一生懸命に取り組む学生で、説明のしがいのある学生でした。毎日夕方にその日一日の感想を話し合っていましたが、いつもその日に知ったこと、体験したことをうれしそうに目をキラキラさせて話をしてくれました。

事務所スタッフも皆、彼女にいろいろなことを教え、質問に答えることで活性化したように思います。毎年、短期間ではありますが学生インターンシップを受け入れることでわれわれも目には見えない大きなものを得ていると感じます。

遊びたい盛りの学生が、夏休みに二週間インターンシップ研修に参加してくる意気込みに対してこちらも応えようと気が引き締まり、暑さでくたびれた精神が知らず知らずのうちに張り切っていました。自分にとっても良い二週間だったと思います。

最後に、企画から運営にご尽力いただいた本会役委員の皆さまお疲れ様でした。本当にありがとうございました。

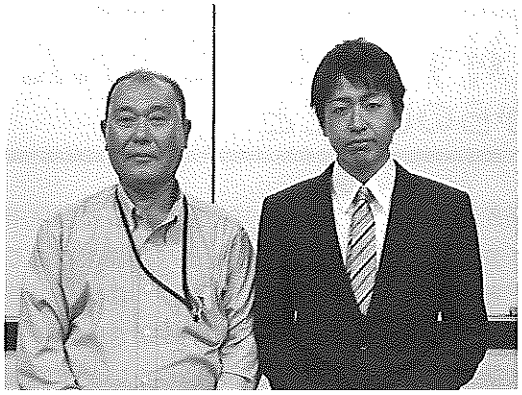

三島支部の竹本貞夫会員と播磨遥介さん（関西大学）

播磨　遥介（関西大・竹本貞夫事務所）

私は土地家屋調査士という言葉を学内インターンシップに含まれていたのを見て初めて知りました。調べてみると土地の境界を決めるスペシャリストという紹介があり、不動産業界に興味があったのもあり、漠然としたイメージしか持っていないまま参加しました。

このインターンシップを通じて三つのことを学びました。一つ目は調査士の意義と魅力です。特に受入事務所の竹本貞夫様はいかに重要な役割を果たしているのかを伝えるため、大阪土地家屋調査士会三島支部の勉強会「三島寺子屋」のパワーポイントを見ながら丁寧に説明してくださいました。「日本の歴史において領土や租税といった面で常に土地の管理は重要視され、時を経るごとに進歩してきた。そういった先人の功績をすべて継承した上で業務を行っているのが調査士の仕事だ」という話に大きな感銘を受けました。また調査をする中で土地の時代的背景を知ることが必須となり、その上で地域との関わり合いが増え、地域への愛着も増していくことも調査士の魅力の一つだと学ばせていただきました。

二つ目に、実務として何をしているのかを学びました。内業外業と分けられており、主に外業としての法務局への書類提出、測量、立会いなどに同行させていただきました。マイナーと言われることも多い調査士の仕事が誰のために行われ、誰と協力して行われ、どのように測量・立会いをしているかを目で見て感じる機会を与えていただきました。また受入事務所の方々は、今行っている業務は何をしているのかを質問すると丁寧に教えてくださり、業務を理解することができました。

三つ目に働くということは何かということを学びました。お金をもらって専門性を持った業務をする上で、誰よりも自分が理解しているという自信を持てるレベルまで常に膨大な資料を調べて勉強して経験を積んでいくこと。また、立会いや役所訪問など人との関わり合いが多い中で、相手から信頼されるような人間としての魅力が根本として何よりも重要だと学ぶことができました。

最後に、インターンシップで成長する機会を与えてくださった大阪土地家屋調査士会をはじめ竹本事務所の方々に多大な感謝を述べさせていただきます。ありがとうございました。

★　竹本　貞夫会員（三島支部）

今回で５人目のインターンシップ学生を受け入れたが、男性の学生は今回が初めてである。インターンシップの学生を通じて、最近の若者の考え方や行動に二つのタイプがあるように感じている。一つは、物事に怖じ怖じしないで積極的に行動する若者と、もう一つは、おとなしく控え目な行動の若者である。今回の播磨君は、前者で何事にも積極的で、テキパキと行動し、言葉で表現する今流の代表的な「良い若者」であると言える。

今、世間を騒がせている若者が殺された事件は、何が目的の殺人であるのか？　全く意味がない事件とは程遠い、立派な大人に成長してくれると感じさせる素晴らしい若者であったことが大変良かったと思っている。この若者たちが社会に出て、今の素直な心と積極性を失うことなく末永く維持してくれ、各事務所での経験が人生の何処かで少しでも役立ってくれると良いなと願いながら、業務に取り組んでいる今日この頃である。

播磨君は、調査士会の寄付講座を受講していない学生であり、土地家屋調査士の業務は何をするのか？の知識は全く持っていなかったので、土地家屋調査士の業務は「登記簿のどの部分を取り扱って、どんな仕事をしているのか」等、土地家屋調査士が筆界の専門家であるという業務の範囲を理解していただくことを「インターンシップ受け入れの重点目標」にした。今年は猛暑の日もあったが「官民境界立会い・隣接地立会い・建物の測量等の外業および北大阪支局・大阪法務局等の各業務（登記・供託・戸籍・筆界特定室）の取り扱い場所の案内・吹田市役所固定資産税課・道路課等の学習」が主となった。

特に、他人の境界争いに参入できる９年目を迎えた筆界特定制度・ＡＤＲ認定土地家屋調査士制度については、当職が得意としている分野でもあり、土地の調査方法については実例とともに「土地制度の歴史的沿革・土地台帳と公図の繋がり・筆界の成り立ち・大阪千日前の歴史」について三島寺子屋で使

用したパワーポイントを見てもらって、土地家屋調査士が「公法上の境界」を探索する基本的な姿勢を見てもらい、北大阪支局への登記申請書類の提出・登記完了証の受領・大阪法務局筆界特定室の筆界調査委員として当職が担当した事件の現地立会いを体験してもらったので、土地家屋調査士の本当の姿を感受してくれたのではないかと思っている。

播磨君は、お父さんが故郷の広島県呉市で不動産業を営んでいる関係で、土地家屋調査士の業務の範囲を認識することは、不動産業を継ぐ場合も大いに役立つと思っている。短い10日間であったが、はつらつとした初々しい若者の姿から、昭和28年に大阪に出て来た当時の少年のころが思い浮かんだ。実社会で数々の矛盾した嫌な場面を体験している人生経験者として、こんなに素晴らしい若者が数多くいると思うと、わが国の将来は明るいと確信するとともに久しぶりにすがすがしい気持ちになった。大阪会の会務運営も会員方々の全面的な協力により、土地家屋調査士制度の発展と業務の拡大になって、すがすがしい気持ちになりたいと願いながら、この若者たちがもう一度、あの少年のころの清らかな気持ちを思い出させてくれたことは「インターンシップを受け入れた」結果であると感謝している。

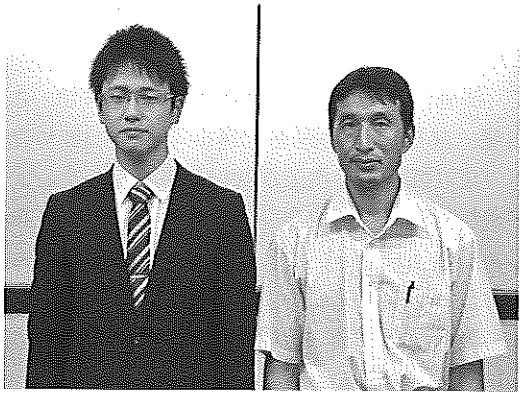

中河内支部の江川秀樹会員と松田大史さん（関西大学）

松田　大史（関西大・江川秀樹事務所）

私はインターンシップに参加するまで土地家屋調査士という仕事の内容はもちろん、名前も知りませんでした。しかし、実際に業務に携わるにつれて土地家屋調査士の仕事がいかに社会に必要かということを認識しました。

外業では、現地での測量を行いました。炎天下の中で行われたので大変だと感じましたが、それ以上に土地という大切な財産についての測量ということで責任感があり、とてもやりがいのあるものでした。

他にも、境界確認の立会いを行う前の挨拶にも同行させていただきました。ここでは信頼関係をどのようにして築いていくかが大切であると教わりました。信頼関係を築いていくために第一印象を良くすることが重要で、挨拶は丁寧にし、表情も明るくすることが大切だと感じました。

信頼関係を築いていくのはどこの企業に就職してからも大切なことだと考えるので、実際の現場で貴重な体験ができました。

内業では、外業で測量したデータをＣＡＤを用いて図面にしていきました。ＣＡＤはあまり使ったことがなかったので、今回使うことができ、コンピュータの勉強にもなりました。

入力ミスが無いかの確認を２回行うのですが、もし入力ミスがあれば測量した意味がなくなるので確認は丁寧に行うよう心掛ける必要があると感じました。

私自身インターンシップに参加するのが初めてであり、緊張して参加したのですが、担当の江川さんはもちろん他の方々にも優しく接していただいたので、気軽に質問もでき、充実したインターンシップでした。

今回のインターンシップでは、コミュニケーションを取り、信頼関係を築いていくことの大切さと、一つ一つの作業の確認をしっかりするという自分の仕事に対する責任感について学ぶことができました。これらの経験を今後の就職活動、そして社会人になってからも活用していきたいです。

★　江川　秀樹会員（中河内支部）

初めてのインターンは、２週間という期間にも関わらず、このたび、あっという間に終わりを迎えました。無事に終わって良かったと正直ホッとしました。最初は気軽な気持ちで受けたのですが、いざ始まってみると、仕事をしながら指導もするということがとても難しかったです。学生との接し方もそうですが、興味が湧くような内容にしないといけないとか、せっかくの機会なので、土地家屋調査士のことをたくさん理解してほしいという気持ちなど、いろいろ欲張って出てくるのですが、そううまくいくわけありません。

仕事の手を止めるか、移動中を説明時間に充てたりしましたが、どうしても忙しくなってしまい、今振り返ってみると思うほど時間を割けてなかったかもしれません。

その中で、印象に残った出来事は、揉めている現場の隣接の方にお話に行ったときに、自分たちには

直接関係無いことで怒られることがありました。

私が謝る姿勢を見せたときに、学生も一緒になって自分のことのように謝ってくれたのです。それまで、どちらかというと“見学”というイメージだったのですが、自分が“一職員”という気持ちを持ってくれたことに深く感激しました。

インターンの中で、学生の成長を感じることができたこと、そして、私自身も学生から教え方や仕事への取り組み姿勢などを逆に教わったような気がしたこと、大変ではありましたが、それ以上に得たことが大きかったと思います。

最後になりましたが、このような機会を準備していただいた先生や事務の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

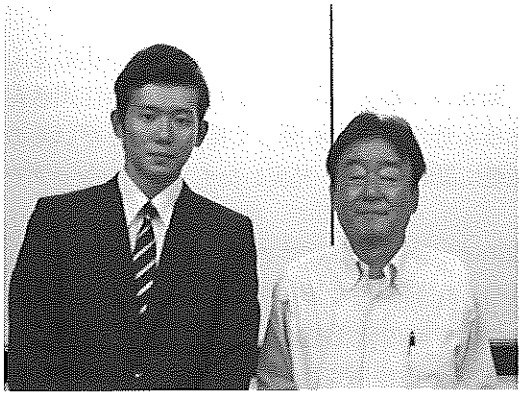

大阪城支部の玉置広和会員と柳原健太さん（摂南大学）

柳原　健太（摂南大・玉置広和事務所）

インターンシップを通して、私は土地家屋調査士というお仕事だけでなく、社会とはどういうものかということを知ることができました。インターンが始まるまでは調べても良く分からなくてただ構えているだけでした。インターンが始まり、玉置事務所へ配属されました。最初は緊張していましたが、「じゃあ行こうか」と言っていきなり法務局と市役所へ連れて行ってくださり、実際の仕事を見せてくださいました。移動中にまず調査士の仕事はどんなもので、また、今したことはどのような意味があるのかを詳しく教えてくださいました。それからは毎日のようにいろいろな所へ行きました。事務所の方々はとても親切で、右も左も分からない私に測量についてのこと、登記の意味など多くのことを詳しく教えてくださいました。私は法学部の学生ですが、登記のことなど習ったはずなのに実際には全く理解していなくて、表題部のこと、仕方など流れを聞いてようやく理解することができました。ほかには測量について教えていただき、お手伝いもしました。また、実地調査や境界の話し合いなど大変貴重なことを経験できました。現場での作業は厳しい暑さや雨の中でも行われたり、タイミングを考えたり、社会人としての行動も共にすることができました。そして何より、仕事をする上での専門の知識が多くて毎日が驚きでした。

今、インターンを終えて多くのことを経験できて本当に良かったと思います。たかが10日、まだまだ知らないこと、多くあると思います。しかし、されど10日、自分にとって大変意義のある日々を過ごさせていただきました。毎日が楽しく充実して刺激のあるインターンを体験できたのは、大阪土地家屋調査士会の皆さま、また、玉置様をはじめ事務所の方々のおかげであります。10日間、短い時間でしたが本当にありがとうございました。今回のインターンをこれからの人生に生かしていきたいと思います。

★　玉置　広和会員（大阪城支部）

このたび、柳原君を受け入れしました玉置と申します。毎年学生の受け入れをさせてもらっています。

今年の柳原君は、とても活動的な学生さんでした。初めて挨拶をしたときに、柳原君は「これからの２週間とてもワクワクしています」と言ったので、とても驚きました。久しぶりに聞く言葉でした。64歳になる私は最近ワクワクしないのでとてもうれしくなりましたよ。

さて、研修内容ですが、一通り調査、打合せ、土地の測量、建物の測量等を研修してもらいましたが、一つだけ柳原君の希望が叶いませんでした。それは穴掘りです。当初から「穴掘りがしたい。穴掘りがしたい。」と言っておりましたが、残念ながら境界標の設置作業がこの期間には無く、ごめんネ。ちなみに、柳原君が裁判所見学中に、私が穴を掘っていました。

木津川市の現場に行ったとき、昼食に40分くらい並んで食べた『無鉄砲』のラーメン、おいしかったですね。

これからも社会人になってどのような仕事をしようが、「ワクワク」を決して忘れないで頑張ってください。

最後に、柳原君は土地家屋調査士の仕事に向いているかもネ。

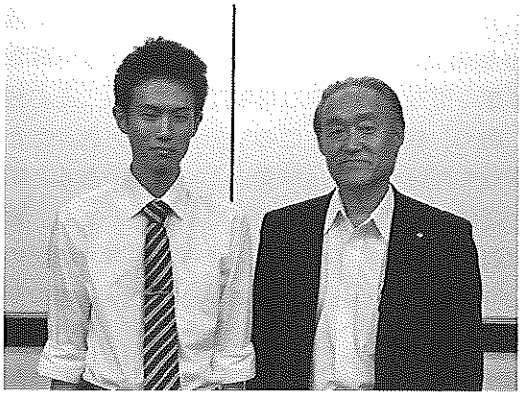

阪南支部の神寶敏夫会員と芝田真瑠さん（摂南大学）

芝田　真瑠（摂南大・神寶敏夫事務所）

今回のインターンシップを受講させていただいたことは貴重な体験であり、新しい発見の連続でした。まず調査の重要性を知ることができました。法務局で登記簿を閲覧できることは知らなかったし、登記申請も法務局でできることも知りませんでした。調査士という仕事は測量という形であれ、登記簿の参照という形であれ、調べることで成り立つ職業なのだということが理解できました。また、インターンシップの私たちの目的である、社会人はどのように働いているのかということが認識できました。数多くある職業の中で、調査士は上位に入るほど過酷な業務であり、今回実習させていただいた地積測量は時間がかかる業務で心身ともに疲れるものだし、不動産調査にしても長時間の移動を要するためまた然りです。

このように、社会人は多くの時間をかけて一つの仕事を完了させるのに想像できないほどの疲労を感じながら業務をこなしていく。そのように考えると、社会人の素晴らしさが理解できました。

また、私が目指している司法書士は仕事柄、土地家屋調査士の仕事内容を把握している方が多いという話を聞き、今回のインターンシップは目標への過程の一部なのかもしれないと考えました。また、法を学ぶ面白さを再確認できた10日間でもありました。普段から法を学んでいる私ですが、実際の社会でどのように生かされているのかが分からずに、ただ抽象的と称される条文を教授が行う講義でもって理解する方法しか知らず、正直に言うと、法学はつまらないものという感覚がありました。しかし今回のインターンシップで、不動産登記法などがどのように社会で動いているのかを知ることができて、他の法律も、異なる場面でもあるけれども同様に生かされて社会で動いているのだということが感じることができたのは、将来の糧になることでしょう。

★　神寶　敏夫会員（阪南支部）

本年度８月17日から８月28日の約10日間、当事務所でインターンシップ生を受け入れることとなった。

大学３回生、法学部の学生で法律の勉強はしているとのことだが、土地家屋調査士の実務に関しては全くの白紙状態で、登記簿も初めて目にするという彼にとって、すべての業務を経験、理解してもらうのは非常に難しいと感じた。

実習初日、非常に緊張した面持ちで、しかし、大きな声での挨拶に非常に好感が持てた。

実習に関しては、当然仕事の優先順位もあり、実習内容に沿った業務ができるとも限らないが、できるだけ分かりやすく説明することを心掛け、細かいことを説明するよりも、われわれの業務はどのように社会に貢献しているのかという点に重点をおいた。

こちらの説明をメモにとり、大きな声で返事をしてくれてはいるが、理解してもらえてるのだろうかと人に物事を伝える難しさをあらためて感じたが、逆に基本的なことを再度思い返すことができる良い機会となった。

彼の自己紹介書欄には「社会的に弱い立場の人たちを助けられる法律家になりたい」と記されてあったが、その大前提として、特にわれわれの職務に関しては、法律を熟知することにより、常にどのような立場の人たちに対しても法の下の平等があることを忘れてはならないということを伝え、インターンシップ最終日を終えた。

夏休みを利用してのインターンシップ。

短期間のため、すべての内容を経験してもらうことはできなかったが、休みを返上してのこの経験、将来彼が一法律家になったとき、この実習を思い起こし、何かの役に立つことを願っております。

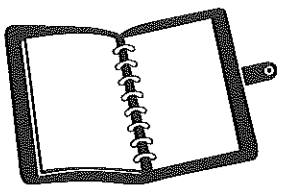

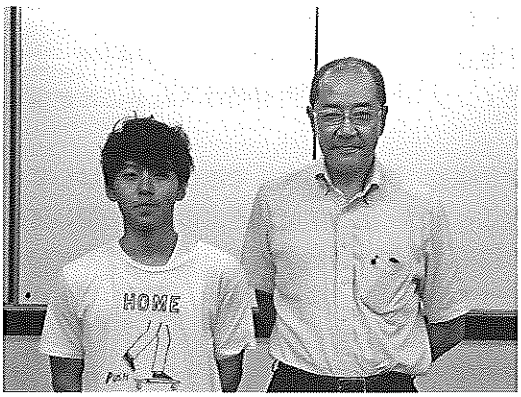

三島支部の加藤眞一会員と門田拓也さん（立命館大学）

門田　拓也（立命館大・加藤眞一事務所）

私は昨年一回生のときに大阪土地家屋調査士会の寄付講座を受講しました。寄付講座では、土地家屋調査士の業務について一通り教えていただきましたが、調査士の業務の多さや聞き慣れない内容から受講し終えても、調査士の業務をしっかり理解できたとは言い難い状況でした。そのような中、このインターンシップでは土地家屋調査士事務所で実際に業務を体験できると知り、自分が将来就く職業の選択肢を増やすために、調査士の資格取得も視野に入れておこうと考えていることもあり、調査士の業務についてきちんと理解を深める良い機会であると思い、応募させていただきました。

インターンシップ初日には、受入事務所の加藤先生が直々に調査士の基本的な業務内容をもう一度噛み砕いておさらいしてくださり、また、司法書士の業務との違い等も詳しく教えてくださいました。調査士の業務について、断片的にしか理解できていなかった私ですが、その時点で調査士の業務の大まかな全体像を捉えることができました。そして、その後のインターンシップ期間中に建物表題登記申請書の法務局への提出に同行させていただいたり、各階平面図・建物図面や地積測量図の作成を補助させていただいたりなど、調査士の業務のいくつかを身をもって体験させていただけたこと、また、体験させていただきながら疑問に感じたことをすぐに事務所の方々に伺うことができ、そして、詳しくお答えいただけたことで調査士の業務の全体像についての理解が以前よりも深まりました。

このインターンシップを通じて、調査士の業務について感じたこともあります。それは想像していた以上に、現況測量等の屋外での作業が多いということです。調査士が屋外で作業することもあるということはあらかじめ知っていましたが、屋内での業務の方が多いと勝手に想像していました。インターンシップ中、一日中現況測量を行うという日もありました。その現況測量は、新たな住宅が建つことに備えてのものであったのですが、長時間立ちっぱなし、歩きっぱなしの地道な作業で、なおかつその日は蒸し暑く、蚊も多いところでの作業でもあったため、調査士が行う測量は想像以上に大変であると感じたと同時に、新たに住宅が建つにあたっても、調査士は登記申請のための作業のような内業、測量のような外業の両面から携わっていること、その役割の幅の広さを改めて実感しました。

このインターンシップで私を受入れてくださった事務所の方々は、自身の作業を行っている最中でも私の質問に丁寧に詳しく答えてくださいました。また、事務所の方が与えてくださった作業をそつなくこなすことができず、結果としてその方の作業を増やしてしまうということが数回あったのですが、そのような際にも事務所の方々は優しく作業を引き継いでくださったり、さらに次回からはそつなくこなせるよう優しく丁寧に教えてくださったりもしました。しかし、このようなことは将来どのような職業に就くにしても通用することではないと思います。インターンシップを終えた今、将来職場でこのような失敗を繰り返すことのないよう、今のうちから努力すべきであると感じています。

また、屋外での作業の補助をさせていただいている際に事務所の方の動きをよく見て、自分ができそうなことを自分でその場で見つけることがあまりできていませんでした。ご指示を待って、ご指示をいただいたことだけを手伝わさせていただくことしかできなかったということが多かったように思うのですが、このようなことも改善できるように、今のうちから努めなければならないと感じています。そして、これまでできなかった作業をできるようになったときには、うれしさとともに仕事の楽しさを実感できたことについては、自分の将来にとって非常に良い経験ができたと感じています。

このような大学生活で初めての貴重なインターンシップでしたが、加藤先生の事務所でインターンシップを経験させていただけたことを本当にうれしく思っています。加藤先生、事務所の方々、10日間本当にありがとうございました。

★　加藤　眞一会員（三島支部）

今回で５人目の受け入れです。今までは女子学生さんが多かったのですが今回は久しぶりの男子で、これは現場で期待できるなという第一印象でした。開講式にずいぶんラフな格好で来て非常に恥ずかし

がっていたのですが、閉講式ではきっちりネクタイを締めていましたね。２週間は相変わらず短いのですが、現場、立会、法務局調査、役所協議、調査士関連業務の経験を積んでいただきました。彼と同時に近畿大学から建築学部の学生インターンも受け入れていましたので、意見交換もいろいろできたみたいです。

今回は立命館大学の政策科学部の学生さんでした。地元に大学が開校したので、ぜひいろいろとジョイントできればと目論んでいた中での受け入れでした。今後大阪会と立命館大学政策科学部の強い関係を築くきっかけになればいいかと思います。来年以降たくさんインターンを受け入れていただきたく思います。もちろん寄付講座の充実もよろしくお願いします。

将来の夢は本人曰く「お笑い芸人」らしいのですが、もし夢が適ったら土地家屋調査士にまつわるネタをぜひお願いします。まあそんな夢みたいなことを言わず土地家屋調査士を目指してほしいのですが…。

インターンシップ受講生と受入先事務所

学　生	大　学	受入先事務所
宇和野　ひかる	近畿大学	中林　邦友（大阪城）
播　磨　遥　介	関西大学	竹本　貞夫（三　島）
松　田　大　史	関西大学	江川　秀樹（中河内）
柳　原　健　太	摂南大学	玉置　広和（大阪城）
芝　田　真　瑠	摂南大学	神寳　敏夫（阪　南）
門　田　拓　也	立命館大学	加藤　眞一（三　島）

平成27年度学生インターンシップ日程

8月17日(月)	学　　生
10：00～11：30	土地家屋調査士講座（ダイジェスト版）
11：30～	開講式
11：35～	会長挨拶
11：45～	自己紹介
12：00～	対面式（昼食手配）
13：00～	解散　各事務所で実習

8月18日(火)～21日(金)	学　　生
9：00～17：00	各事務所で実習

8月24日(月)	学　　生
9：00～11：30	各事務所で実習
12：40～	大阪地方裁判所集合
13：00～	空き法廷で説明
13：20～	法廷傍聴
14：00～15：00	調査士会館へ移動
15：00～17：00	中間報告会・解散

8月25日(火)～27日(木)	学　　生
9：00～17：00	各事務所で実習

8月28日(金)	学　　生
9：00～	各事務所で実習
16：00～17：30	閉講式
17：30～	懇親会

講義に熱心な学生が多数

今年も近畿大学で寄付講座開講！！

大阪会が毎年４月から実施している大学での寄付講座が、今年も近畿大学（４月８日～７月22日）と近畿ブロック協議会では立命館大学（４月10日～７月17日）がスタートし、例年のことながら教室内は大勢の熱心な受講学生でいっぱいになりました。

今年は外部講師養成講座を受講された４名の会員に新しく講師になっていただき、緊張の中、大役を務めていただきました。その他の講師陣（別掲）もベテラン振りを発揮していただきました。

今年３回目で７月15日（水）の第14講を担当することになりました。第14講は『筆界特定制度と境界ＡＤＲ』です。どちらも学生にとっては初めて聞くような内容であり、大変難しかったことと思いますが、学生は皆真剣に聴いていました。

また、第９講では辻田講師の担当のときに例年測量機器を教室に持ち込んで行う『測量実習』を開催しました。近畿大学で最大規模の法学部20号館20－１教室は毎年のことながら教室はいっぱいで学生たちの熱気が溢れていました。

１時間30分（13：10～14：40）の枠の中でパワーポイントを用いて測量の歴史や必要性などの説明が行われ、トータルステーションも使っての実習では学生は初めて触れる機材に興味津々の様子で、望遠鏡をのぞきこみ一素子で計測をしていました。

午後からの座ったままの講義だとなかなか頭に入りづらかったりすることも実際に測量の一端を行ってもらうことで、土地家屋調査士業務の理解が一層深まったようです。この測量実習は学生に取って大変良い体験だったのではないでしょうか。

寄付講座は講義だけでなく、学生にとって大切な成績であるレポート課題があります。今年も８月初旬に本会で担当講師が集まってレポートの採点に苦戦しました。

寄付講座は次年度も大阪会で開講される予定です。寄付講座に興味を持っていただいた会員の方は、是非講義の見学に来てください。そして講師を経験してみてください。

最後になりましたが、今回の測量実習の実施に当たっては、講師陣以外にも寄付講座を応援していただいている有志の若手会員が補助として参加をしてくださいました。また、例年ですが、株式会社テクノアイシステム様には測量機器のご提供をいただき、社員を派遣してくださるなど、多大なご協力を賜り、今年も無事に実習が行えたことに誌面を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

今年初めて講師を担当していただいた４名の会員にも感想文を寄稿していただいております。皆さんぜひご一読ください。

（近畿大学寄付講座担当講師・京谷智弘）

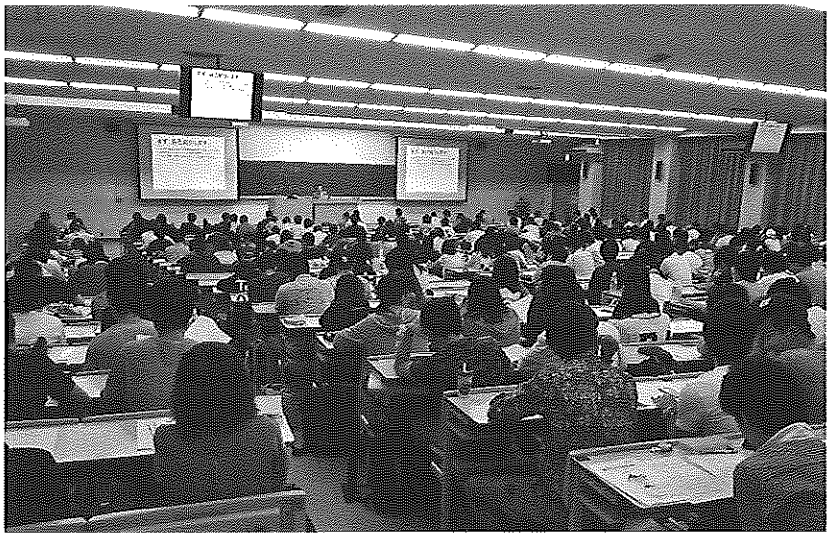

近畿大学寄付講座授業風景

寄付講座講師を担当して

今回の講義を終えて、人材輩出に期待

北支部　杉村　光昭

「寄付講座の講師に」と打診を受けた当初は、大学へ進学しなかった自分が、ましてあのマグロで有名な近畿大学の法学部生徒を相手に話すことができるのか？？？　不安になる条件しかありませんでした。

何事も「チャンス！」と捉える私が、人前で話す機会がある役職でこれまで引き受けたのはＰＴＡ会長・ラジオゲスト・セミナー講師とさまざまではありますが、いずれも３分・30分・40分と今回の１講義90分とは比べものにならないほどの短さで、むしろこの講義時間が自分にとって大きな重荷となっていました。

その不安を払拭したのは、京谷前委員長から初めに打診を受けた際にいただいた「杉さんの好きなようにしてくれたら良い」という言葉を思い出したときです。39歳で本職になるまでプライベート事においても何事も真剣に行うという人生の経験を得ていた自分だからこそ、今の若者に伝えられる、また伝えてあげられることがあるとの思いが出てきたからです。

講義で意識したことは、自分が大好きなこの土地家屋調査士の魅力を伝えるということです。

頭が良いだけでも体力があるだけでも人間力があるだけでも務まらないわれわれの業務です。

人が処理できないことを行い、最後にお客さまに喜んでいただける醍醐味があるわれわれの業務の魅力を伝えたかったのです。

私が担当したのは２講義目の「表示の登記に関する調査」でした。この項目はわれわれが普段行う業務の基礎のため、難しく説明する内容が少なく、それ故講義の中で自分が得た人生経験談および実務で行う実際の作業を生徒たちがイメージしやすいように要所に盛り込むことができました。

われわれにとっては簡単なことも、生徒からしたら難しく感じているはずですので、聴きやすいように工夫をしながら90分の講義を無事終えさせることを意識しました。

ただ講義の中で行ったアンケートで、将来法律の世界に進むことを希望する生徒が430名いた生徒の中で８名ほどしかいなかったことが残念です。

われわれの存在がメジャーになることにより、仕事を処理しやすくなる等プラスとなることがたくさんあると思っております。

そのためには政治的な動きも重要となりますが、今回のような若い世代へのアプローチも意味あるものだと今回の経験を得て感じました。

今回出会った生徒のうち、一人でも多くの生徒がわれわれの世界に入ってきてくれることを期待しております。

人生に一度の良い経験をさせていただき、京谷前委員長他関係者の皆さまに感謝しております。

ありがとうございました。

寄付講座の講師を初めて担当して

南支部　松内　正樹

４月初旬近畿大学に赴き、大教室に足を踏み入れた瞬間、目を大きく見開いてしまいました。およそ500人は着席できるであろう大教室。８割以上の座席が学生の姿で埋まっています。大学の講義でこれほどの大人数が受講しているのは、経験がありませんでした。自己紹介で初めてマイクを握ったとき、緊張で声がうわずったのは、申すまでもありません。

さて、私が担当する講義のテーマは「境界に関する理論と実務」。５月下旬、レジュメとスライドの作成作業に取りかかりました。といっても・・・どのような構成・内容のレジュメを作成すればよいのか？　皆目見当がつきませんでしたので、何はさておき、前年度まで同テーマをご担当になった米村純子先生のご協力とご理解を得て、前年度の内容をほぼ踏襲する形でレジュメを作成しました。10年ぶりのスライド作成にも悪戦苦闘！

講義の目標は、①境界の種類を知る②筆界と所有権界の違いを学ぶ③筆界と所有権界の違いを学ぶ理由を考えるの３つに設定しました。しかし、「筆界と所有権界の違いを学ぶ」と目標を掲げても学生の

皆さんには日常生活を営む上で全くなじみのない概念です。そもそも筆界という概念をどのように学生たちに伝えればよいのか？　という点に結果的には最も力を注ぐことになりました。

もう一つ力点を置いたのは③の違いを学ぶ理由を考える、という点です。土地境界の概念を講師側からの一方通行な講義で伝えるばかりでは受講する側はきっと退屈するのではないか、と考えました。実際、講義序盤では、私自身の学生生活や就職活動の体験談もほんの少し交え、学生時代の勉強や就職活動にしろ、社会人になってからの仕事にしろ、自分の頭で考えた「なぜ？（理由）」を自分の言葉で表現（プレゼン）できるようになろう！　と呼びかけてみました。

私のつたない講義内容が学生の皆さんにどれくらい伝わったかはわかりません。ですが、出席票を兼ねた課題（小テスト）の第３問目で、上記③の理由を文章題形式で問いかけたところ、記入欄いっぱいに自説を展開する、想像以上の数の記述に目を通すことができました。内容の可否はともかく、その学生の熱心な姿勢に触れ、逆に私のほうが激励されたことに土地家屋調査士として講師を務めた喜びを強く感じることができました。そして、これまで私が聴講生として出席してきた講演や研修の講師を務めた先生方が、実はその持ち時間のためにその何倍も何十倍も準備のために時間を費やしていたのだ、という貴重な事実を、このたび身をもって体験することもできました。

個人的な意見ですが、大学生を対象とした寄付講座は土地家屋調査士制度にとって大変有効な広報活動だと考えます。ただし、講師を務める土地家屋調査士の責任の重さも痛感したのも事実です。学生の皆さんはとてもピュアな心で講義に臨んできます。その講師が発した言葉が土地家屋調査士の発した言葉として記憶に残っていくと考えるからです。また、先輩方がこれまで積み重ねてこられた寄付講座に汚点を残してはならない、という重圧が最も大きなプレッシャーだったと感じました。そして、この１コマ１コマの授業のために実に数多くの土地家屋調査士、事務局、大学関係者が力を合わせている事実にも大変勇気づけられました。

最後になりましたが、まだまだ改善点が多々ある私の持ち時間90分のために、ご指導ご鞭撻を惜しみなくくださいました皆さま方に誌面をお借りして心からお礼申し上げます。

ありがとうございました。

気持ちはCan I？からhave toへ、寄付講座を体験して感謝！感謝！！

泉州支部　安部　眞三

以前に笹本一雄先生の講義を拝聴しながら、一度私も教壇に立ちたい（want to）と思いながら、私にできるかな（can I？）と考えているときに産学交流学術研究委員会前委員長の京谷先生から委員会の出席の依頼があり、一度話を聞くつもりが、15講のスケジュールの中の名簿に記載されており、しかも第４講と第５講の２講を割り当てられておりました。「やられた！」と思いつつも気持ちは（have to）に切り替わりました。といっても、準備の仕方も分からず、初めての私はゴールデンウィークの連休の間に組み立てを考えようと思っていたところ、この連休の影響で第４講（５月８日）から中４日で第５講（５月13日）が行われる変則な日程に急遽変更され、講義の１週間前にはレジュメ等を近畿大学の事務局に送付しなければならないことも知らず、それもできなくなり、時間的にすごくタイトなスケジュールになりました。

早速、今年の４月から大学生になった息子に講義内容のパワーポイントの作成協力を頼んだものの『登記の専門用語ばかり言っても、初めて聞く人は何を言っているのか分かりません』と指摘され、また、教育実習経験のある家内の指導を受け、『早口で話したら要点が分からんぞ』と指摘され、家族の協力のもと、なんやかんやと当日を迎えることになりました。

第４講は「建物に関する表示の登記Ⅱ」という題であり、学生の記憶に留まるように大阪城やディズニーランドのシンデレラ城を題材に講義をしました。大阪城について、夏の陣で徳川軍に焼き討ちされたことについて、その当時に登記制度があれば登記原因が『慶長20年月日不詳焼失』と講義しましたが、『文献をきちんと調査し、５月７日焼失ときちんと話せばよかったと反省』。また、ヤフオクドーム球場を、ヤオフクと間違い、学生にヤフオクと指摘されつつも、しっかり私の話を聴いてくれているのだとプラス思考に考え、サッカーしか知らないスケットの息子の責任にして、何とか90分の初講義を乗り切り、ほっとしたのも束の間５日後の第５講の準備を始めました。

第５講は、第４講の反省を踏まえてパワーポイントだけに頼らず板書を少し取り入れながら「建物に

関する表示の登記Ⅲ（区分）」について講義しました。区分建物といえば『敷地権』であり、敷地権という言葉を聞いたことがある学生は数名程度で、敷地権についていかに理解してもらうかに重点を置き講義しました。何とか割り当ての２講を自己満足ではありますが無事に終えることができたのですが、長くて短い90分の講義の時間配分や500名余りの学生諸君に伝える難しさを実感しました。学生諸君には卒業後、一戸建てあるいはマンションを購入する機会に少なからずとも遭遇すると思いますので、私の講義の中の大阪城の話や敷地権の講義を思い出してもらえたらうれしく思います。

最後になりますが、当日お手伝いいただいた松内正樹先生、金子正俊先生、西村右文先生、ありがとうございました。また、レポート会議、採点会議等、寄付講座担当の先生方と楽しく時間を過ごさせていただいたこと、強引に名簿に入れてくれた京谷前委員長はじめ皆さまのおかげで大学の教壇に立つという貴重な体験をさせていただいたことに感謝！感謝！！であります。

寄付講座を通して、自身で研鑽し成長を確認

泉州支部　　久保加奈子

日本土地家屋調査士会連合会の平成26年度寄付講座の開講状況に関するアンケート調査結果によると10会が12大学、１専門学校に寄付講座を開講しています。中でも受講人数630人と突出している寄付講座が大阪会の近畿大学で開講している講座です。この講座は法学部３・４学年を対象に２単位を小テスト・レポートにより審査し付与されます。半期15回で担当講師がリレー形式になっています。

本年１月中旬ごろに産学交流学術研究委員長から講師依頼のお電話をいただきました。もちろん、講師経験もなく、人前でしゃべることが苦手な私ですが、本会の外部講師養成講座の講習等も受けていましたから「依頼があれば無理ですとは言えないな」と以前から考えていたこともあり、お受けすることになりました。

ＴＶプログラムの「○○大学白熱教室」「スーパープレゼンテーション」など著名な方が講師で人気らしい。また、インターネットでの無料動画配信などでさまざまなジャンルの講義が視聴できます。寄付講座はご存知のように広報活動です。「今の学生たちは講師に対してある一定以上のクオリティを求めるのではないか？」「私よりもっとお話しが上手な方がよいのではないのか？」など、いろいろ考えはじめました。

２月９日の寄付講座講師会議で担当講義の割り当てとテキストが配られました。そのテキストのプロローグ「寄付講座に用いるテキストに寄せて」の中で北支部の井畑正敏先生の言葉「広報活動であることの自覚等無用です。黙々と授業に取り組むことこそが最高の広報活動そのものなのです。立派な教材を作製され、立派に授業をされるよう心から期待しています」が私の胸に落ち、迷いは消えました。

１講義90分の時間は長くもあり、短くもあります。私の担当講義は「建物に関する表示の登記Ｉ」です。講義内容は登記の対象たる普通建物を前半と後半とに大きく分けて「建物の定義」と「建物の認定基準」。まずは自分用の原稿を作成し、それからパワーポイントを作成しました。スライド数は60枚。最後に学生配布用のレジュメの作成をしました。

当日、平成27年４月22日（水）受講生は420名を超えていました。前半の中で普通建物の登記記録を見てもらうのにあたっては受講生皆さんがご存じであろう建物の登記記録を用意し（今回はあべのハルカスと富士山頂に建っている久須志神社の登記記録を見てもらいました。日本一高いビルと日本一高いところに建っている建物）、後半は一通りの建物認定基準を講義し、その後、問題プリントを出して建物と認定できるか判断してもらうなど受講生が飽きないように工夫をしながらの90分。講義中何度も心が折れそうになる私に「広報活動であることの自覚等無用です。黙々と授業に取り組むことこそが最高の広報活動そのものなのです。立派な教材を作製され、立派に授業をされるよう心から期待しています」の井畑先生の言葉が浮かび最後まで無事終えることができました。

もし、会員の皆さまに講師依頼の話がきたらお断りせずにぜひお受けになってください。90分の講義をするためにどれだけ自分の研鑽が必要になるか、どれだけ多くのことを学べるか。一度体験していただければ日々の業務への取り組み方まで変わることもあるのではないでしょうか。月並みではございますが、近畿大学で講師をする機会をあたえていただき、また、教材作製にあたり、ご協力いただきました先生に感謝しております。ありがとうございました。

平成27年度　大学寄付講座授業スケジュール

◆近畿大学　毎週水曜日3時限目（13：10～14：40）・教室：20－1（20号館1階）

回数	日　程	内　容	担当講師
1	4月　8日	ガイダンス／表示の登記（総論）	阪本　征仁
2	4月15日	表示の登記に関する調査	杉村　光昭
3	4月22日	建物に関する表示の登記Ⅰ	久保加奈子
4	5月　8日	建物に関する表示の登記Ⅱ	安部　眞三
5	5月13日	建物に関する表示の登記Ⅲ	安部　眞三
6	5月20日	土地に関する表示の登記Ⅰ	笹本　一雄
7	5月27日	土地に関する表示の登記Ⅱ	笹本　一雄
8	6月　3日	測量に関する表示の登記Ⅰ	辻田　智博
9	6月10日	測量に関する表示の登記Ⅱ	辻田　智博
10	6月17日	土地制度の歴史的沿革Ⅰ	梅本　篤志
11	6月24日	土地制度の歴史的沿革Ⅱ	梅本　篤志
12	7月　1日	境界に関する理論と実務	松内　正樹
13	7月　8日	土地家屋調査士の司法参加	山脇　優子
14	7月15日	筆界特定制度と境界ＡＤＲ	京谷　智弘
15	7月22日	表示登記制度と土地家屋調査士（まとめ）	阪本　征仁

◆立命館大学　毎週金曜日2時限目（10：40～12：10）・教室：ＡＣ230教室

回数	日　程	内　容	担当講師	補助者
1	4月10日	ガイダンス　～マンガでわかる土地家屋調査士～	正井　利明	講師全員
2	4月17日	国家基盤の礎「表示の登記」の調査実務 ～法務局へ行ってみよう！登記簿の編成、登記情報の見方～	加藤　充晴	四　宮
3	4月24日	日本の土地制度と歴史的沿革 ～境界はいつからどのようにできたのか～	小野寺秀史	滋賀会
4	5月　1日	土地の登記　～土地とは一体なんだろう？～	四宮　淳一	加藤充
5	5月　8日	土地に関する表示の登記　～その実務と実際～	四宮　淳一	加藤充
6	5月15日	地籍整備、不動産登記法14条の地図 ～災害後復興から事前復興を目指して～	片岡　聖佳	嶌　村
7	5月22日	地籍整備に必要な測量に関する理論と実務 ～これでバッチリ、登記所に備える図面の見方～	片岡　聖佳	嶌　村
8	5月29日	境界論　～公法・私法の境界、占有境界、登記との関係～	平塚　　泉	京都会
9	6月　5日	建物に関する表示の登記（普通建物） ～登記できる建物の認定　これ建物なのですか？～	井本　秀典	平　塚
10	6月12日	建物に関する表示の登記（区分） ～今住んでいるマンションは一体だれのもの～	井本　秀典	小野寺
11	6月19日	立命館大学の不動産 ～私たちの大学の不動産を考えてみよう～	加藤　充晴	四　宮
12	6月26日	まちづくりにかかせない不動産に関連する各種の法律 ～各種法律からみる不動産取引の実務～	嶌村　拓滋	片　岡
13	7月　3日	筆界特定制度と境界確定訴訟 ～都市再開発を円滑に進めるために～	小野寺秀史	井　本
14	7月10日	境界問題相談センター（ＡＤＲ）での取り組み ～まちづくりの弊害を防げ～	平塚　　泉	小野寺
15	7月17日	まとめ　～都市基盤情報と登記制度の未来～	正井　利明	京都会

平成27年度　本・支部役委員研修会報告

＜調査士会役員の義務と責任＞

平成27年度の本支部役委員研修会が、７月１日（水）午後１時30分から、大阪市北区の「大阪市立住まい情報センター」３階ホールで開催されました。当日の出席者は後掲のとおりです。

前半は髙山英樹業務研修部理事、後半は和田久司業務研修部副部長の司会進行で始まり、相澤襲雄業務研修部長の開会の辞および今回の研修の趣旨説明と加藤幸男会長からの挨拶がありました。

今回の講演は、第一部に大阪弁護士会の鳥山半六弁護士から「本会・支部役員の義務と責任」と題し、士業団体の役委員の義務と責任に関して概要の説明がありました。

まず、士業団体としての目的・法律による設立の強制性や強制加入団体であることなど、性格の特殊性について、さらに民法・土地家屋調査士法からみた土地家屋調査士会の位置づけについての説明がありました。

その後役委員の意義、職務と義務、および責任について民法、刑法、調査士会会則との関連付けで解説されました。

それらを踏まえた上で、実際の運用上の問題点として役委員がどのような場合に責任を負うのかについて触れ、私見として先生は調査士会に何らかの損害が発生すれば必ず責任があるというわけではないとの持論を展開されました。

では、私たち調査士としてどのような点に留意して会務にあたるべきか、調査士という職業の存立目的に常に思いを致し、会員の目線、依頼者、ひいては社会一般の目を強く意識して業務の改善進歩を目指すということではないかと話されました。

最後に、具体論として土地家屋調査士法の目的と民法との関係について説明があり、各士業団体における会員から会への負担金・政治献金等のガバナンス関連のクレーム事案について紹介がありました。

第二部は本会監事の井畑正敏会員から「境界問題相談センターおおさか・認定土地家屋調査士・表示登記実務研究会の重要性について」と題し、境界問題相談センターおおさかについて、設立の意図、設立の背景について、また、日調連での境界問題の専門職能としての知識の普及活動として「境界鑑定講座の実施」、境界問題に関する専門的知見の社会還元の重要性を説かれました。さらにこの活動は営利活動ではなく、われわれ資格制度を守るための事業でもあると述べられました。

また、認定土地家屋調査士について、もう一度制度趣旨についての説明と、認定土地家屋調査士のすることができる業務の再確認をされました。そこで現在の問題点として、民間ＡＤＲへの国民の関心の低さ、弁護士との協働受任の困難さをあげられました。そして、将来的には独立して民事訴訟手続への参加を目標として動いていかなければならないと述べられました。

次に表示登記実務研究会の重要性を説かれ、法務局と調査士会で実務的な課題について調査研究し、表示登記事務の適正円滑な処理に努める努力は継続していかなければならず、不動産表示登記事務取扱基準の取り扱いについて登記事務連絡会等を通して適正に運用されていくこととも関連していることを述べられました。

第三部は、日本土地家屋調査士会連合会の林千年会長から「調査士の将来像」について講演がありました。

林会長からは、現在連合会長として全国の調査士

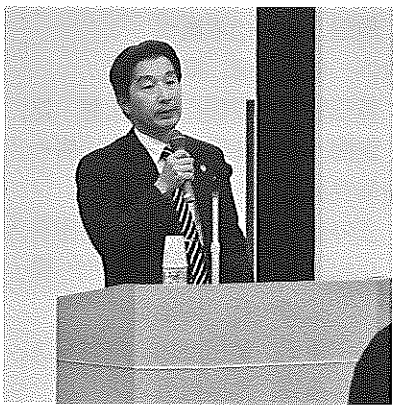

第一部で講演する鳥山弁護士

第二部で講演する井畑監事

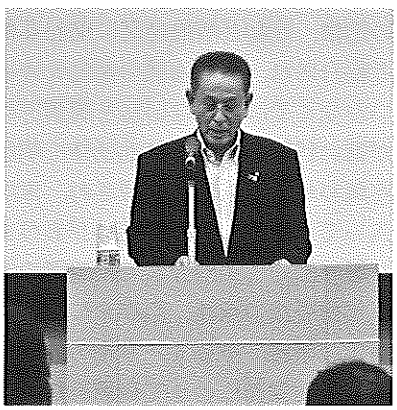

第三部で講演する日調連林会長

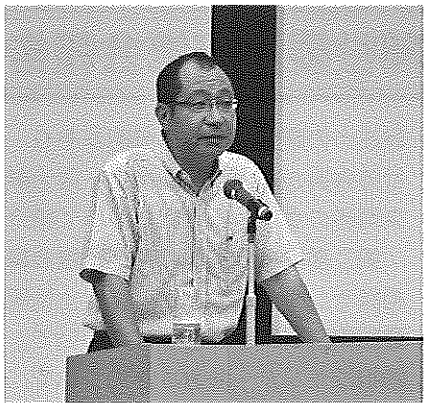
第四部で講演する大阪政治連盟利川会長

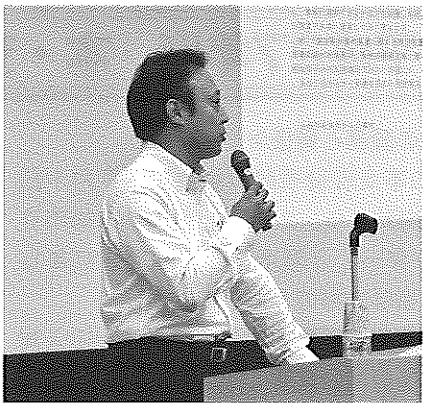
第四部で講演する大阪政治連盟西村副会長

のリーダーとして体験した事柄についての話があり、法務省民事局や法務局との一体感の醸成、連合会と単位会との協調とその役割、司法制度改革での土地家屋調査士の関わりについて、経験談を踏まえての説明がありました。

今後、調査士の新しい分野として開拓していかなくてはならないものに空家問題への取り組みを話され、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の説明があり、調査士として建物の表題登記、滅失登記、土地の境界確定等で活躍できる場が増えるよう努力しなければならないことを述べられました。

また、測量に関しては公共基準点を利用した測量についての話がありました。公共測量に準じ、検定を受けることができる内容のものを成果品として提出してほしいとのお願いがありました。

そのほか、実地調査率を下げて登記を早く仕上げる不動産登記規則93条調査報告書の改定が法務省の方でまだ調整中との話がありました。

最後に会員に対し、研修を通じて自己研さんを怠らないよう、業務に対する姿勢として諦めずに聞く姿勢を持ってくださいと述べられました。

第四部は、大阪土地家屋調査士政治連盟利川良一会長、同西村右文副会長から「政治連盟の役割」と題して、現在の政治連盟の役割、必要性、政治連盟の組織、活動と政治連盟に関わる裁判事例を２点ほど紹介され、政治連盟の運営を今後も適切に行っていかなくてはならない旨を講演され、最後に加入率が低い状態のままでは他団体に明示業務や表題登記を奪われる危険性を強調され、未加入の方はぜひ加入していただくようお願いがありました。

第一部から第四部まで長時間の研修でしたが、本支部役委員の責務、心構えについて、法律的な側面からの研修、そして、今後の調査士制度の存続について、役委員にとって有意義な話が盛りたくさんであり、学ぶことが非常に多い研修でした。

最後に、松島稔副会長が閉会の辞を述べ、本支部役委員研修会は定刻の午後５時に終了しました。

（社会事業部理事・山田　貴弘）

◇本支部役委員研修会出席者◇

対象者162名、出席者121名。うち各種委員会委員・理事・支部役員で重複している場合は、先出の名簿に掲載しました（敬称略）。

＜正 副 会 長＞　加藤幸男、井上直次、松島　稔、松尾　賢
＜総　務　部＞　髙橋成季、小川佳伸、前橋新吾、髙山英樹、橋本徹也
＜財　務　部＞　中居克彦、小林教張、吉松孝和
＜業務研修部＞　相澤襲雄、和田久司、山口典彦、中村　太、髙山恒夫、大山龍一、安部眞三
＜社会事業部＞　久保加奈子、冨岡隆、藤野充、山田貴弘、中村憲夫
＜監　　事＞　井畑正敏、坂田兼則、竹本貞夫
＜綱紀委員会＞　芳多正行、與倉郁朗、安田省道、玉置広和、安川隆男、内山晶夫、中島宗德、中尾哲夫、辻林一郎、黒田　聡、山本貴幸
＜苦情処理委員会＞　柏木義彦、横山隆至、藤田重信、安岐正則、水野　浩、佐藤　修、藤田正典、中川耕一
＜非調査士活動排除委員会＞　三好雄二郎、森次裕一、窪田将人、小松芳武、森脇英明、中川　繁
＜紛議調停委員会＞　三浦一行、堀出悟生、前田廣司、冨田泰治、佐野紀夫、堂馬英夫、池原昌秀

<北　支　部>　髙杉直秀、中島公司、中川正雄、荻野　薫、奥田祐次、横山恵津子
<西　支　部>　吉田龍太郎、藤川靖夫、松川浩一
<南　支　部>　田中久也、小川和德、岡田真一、山﨑　滋、松内正樹、眞砂誠司
<阪南支部>　大栃和夫、上田大人、岡本吉雄、道川俊輔
<天王寺支部>　延山奎柄、永野美重、中西基文、鍋島泰弘、荒木　進、飯田正直、松本博樹
<大阪城支部>　金子正俊
<中河内支部>　中島芳樹、八幡憲一、杉本典之
<北河内支部>　村富　隆、北川貞司、髙島　貢、濵田博信、阪本征仁
<豊能支部>　竹内秀治、石田貴子、細川隆弘、香川忠彦
<堺　支　部>　大西幸三、深井邦仁、安倍徹夫、小林俊彦、川口良仁、白井康之
<泉州支部>　藤田嘉宣、堀川経希、黒田成宣、石川貴之、伊與部浩人、花田　修
<三島支部>　加藤眞一、河村康弘、赤塚智恵子、塩賀崇史、松原政春、辻田智博
<南河内支部>　山田勝彦、金田真一、屋納　隆、佐々木泰秀

本会・各部長の就任ごあいさつ

合理的、効果的な会務運営を目指して

総務部長　髙橋　成季

本年度から総務部を担当させていただくことになりました髙橋成季でございます。今期の総務部は、井上直次担当副会長のもと、南河内支部の小川佳伸副部長、北支部の前橋新吾理事、西支部の髙山英樹理事、三島支部の橋本徹也理事と私の６名が担当です。私以外、皆さんフレッシュな理事さんたちです。どうぞよろしくお願いいたします。私自身も総務部の担当は初めてのことですので、不慣れな点がたくさんありますが、気持ちを新たに、かつ、引き締めながら、会員のために何をなすべきかを考え、尽力してまいりたいと思います。

さて、合理的、効果的な会務運営を目指して、組織のスリム化を行うこと、財政の健全化を図ることを今年度の重点施策・事業計画に掲げています。近年の大阪会は、会員数とそれに伴う会費収入が減少傾向にあります。できるだけ少ない費用で効果的な会務運営を実現するためにはどうすればよいのでしょうか。大阪土地家屋調査士会という組織を将来も安定的に維持・運営していくためにはどうすればよいのでしょうか。時には思い切った合理化を図らないといけないのかもしれません。20年以上も前になりますが、ゼネコン職員としてトンネル工事に従事したことがあります。トンネルを掘削していくには、施工の合間を見ながら、抗口から何度も何度も測量と点検を繰り返して見えない貫通点を目指します。成果が見えないので、貫通するまで毎日不安が続きます。合理的、効果的な会務運営を実現するためにはいろいろと難しい面もありますが、トンネル工事と同様、一歩ずつ一歩ずつ、前へ進んでいかなければなりません。理事に就任して４期７年目を迎えました。先輩方の御指導とこれまでのさまざまな経験を生かして、客観的・ふかん的に見ながら、焦らず、慌てず、着実に、なすべきことを進めていきたいと思います。しかし、理事の力だけではどう

土地家屋調査士倫理綱領（第43回・日調連総会制定）
1．使命　不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2．公正　品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3．研鑽　専門分野の知識と技術の向上を図る。

にもならないこともあります。引き続き会員の皆さまの応援、よろしくお願いいたします。

組織をコンパクト化し、会務運営の見直しを

財務部長　中居　克彦

平成27年６月12日(金)の第３回理事会で財務部長に就任させていただきました中居克彦です。これから２年間の任期中よろしくお願いします。

前期は業務研修部の理事を任命され、本会の運営を勉強させていただき、普段では話す機会がないベテランの先生方や各支部の先生方と交流を持つことができ、公私共々お世話になり、大変感謝しております。

今回財務部長を受けさせていただいた理由として本会、委員会の皆さんが大阪会や土地家屋調査士のために日々奮闘している姿に影響され、私も協力し貢献しなければと考え、総会前日にお受けしました。ただ私から見ると能力の高い会員がほとんどで、適任の方がたくさんおられますが、引き受けてもらえない状態なのが寂しい限りです。もちろん事務所経営や家庭の問題等さまざまな理由があるとは思いますが、土地家屋調査士で生計を立てている以上協力しなければならないと考えました。

現在の本会の問題は財政が逼迫している状態であり、早期改善が求められています。

委員会や理事の人数の縮小等行っていますが、まだまだ足りません。支部交付金の減額も考えないといけない状況です。近年の会員数、受験者数の減少もあり、将来の大阪会を考えると安泰とは言えない状態であります。

会員数が減っていくと支部の運営にも影響が出ますし、高齢化も進むでしょう。本会は組織をコンパクト化し、会務運営の見直しも必要になってきます。他にも本会の理事を引き受けていただくために役員の負担も軽減しないといけないと考えます。今後の経済状況にもよりますが、会費の増額等をしなくても運営できるような組織改革が急務でありますし、支部の合併も考えていかなければなりません。本会と支部が一体となり、より効率的で無駄のない運営ができるよう最善を尽くさねばなりません。私は自分の意見をうまく伝えることが苦手ですが、皆さんのお力をお借りしながら努力していきたいと思っております。

将来の大阪会を維持していくためには、会員各位のご支援、ご協力、ご指導が必要です。

会員の皆さんが本会執行部にどんどん立候補し、風通しの良い意見交換ができ、本会事業等を見直し、活発な討論ができる理事会を目指していきたいと考えます。私も微力ながら本会のために一生懸命頑張っていきますので叱咤激励よろしくお願いします。

最後に会員の皆さんのご健勝と事務所経営の安定を祈念し、挨拶とさせていただきます。

「役に立つ」業務研修部に

業務研修部長　相澤　襲雄
(前列右から4番目)

本年度、業務研修部長の役目を拝命され、困惑している相澤襲雄（あいざわいなお）でございます。

松島稔担当副会長、研修担当をする山口典彦副部長、中村太理事、大山龍一理事、業務担当をする和田久司副部長、髙山恒夫理事、安部眞三理事の皆さまが持っておられる豊かな経験と知恵をお借りしながら、これからの２年間、職責を全うできるよう努めてまいります。

会員の皆さまに「役に立つ」業務研修部にするためには、会員お一人おひとりのご意見、ご指導がなければ達成することができません。忌憚ないところをよろしくお願いいたします。

２年間老体に鞭打ち頑張ります。

(ご意見・ご指導専用電話番号：080−6207−4951)

６名の理事が一丸となって

社会事業部長
久保　加奈子

今年度社会事業部を担当いたします久保加奈子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。前年度の総務部理事から社会事業部長として任命されました。担当副会長は松尾賢前総務部長です。経験豊かな松尾副会長の下でいろいろと相談させていただきながら事業を進めていきます。冨岡隆公共事業担当副部長、柳原薫広報担当副部長、藤野充理事、山田貴弘理事、中村憲夫理事の５名のご協力のもと動き始めました。とにかく、まず、この１年間頑張りたいと思います。

さて、平成27年度事業計画案の重点施策の一つに「土地家屋調査士としての制度ＰＲを行い業務拡大を図る」が掲げられています。社会事業部が担う施策です。実施予定の事業といたしましては、会報誌を年４回（１・４・７・10月号）発行。会報誌は会の現状・活動記録・運営方針などを会員に報告するためのものですが、澪標ネットとは違い、会員同士の定期的なコミュニケーションが図れます。会報誌の講読者は会員だけではありません。ご存じのとおり大阪土地家屋調査士会ホームページ上でも会報誌を見ることができます。また、250を超える関係団体などにも配布されます。７月号は1,450冊発注をかけました。不当表示その他表現が不適切でないか等「校正」（出来上がった原稿をいったん出力し、そこに文言や表記の間違いを指摘し、修正指示を入れる作業）については副部長をはじめ全員が責任を持って行っております。心して一冊をお届けしたいと考えております。

登記相談会等については７月31日の「土地家屋調査士の日」に開催される日本土地家屋調査士会連合会主催の「第６回全国一斉不動産表示登記無料相談会」、10月４日(日)に開催される法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」、12月１日（火）に開催される第82回大阪自由業団体連絡協議会主催の「第11回専門家による合同市民無料相談会」が予定されております。これらの相談会については市民に対する社会貢献はもとより、筆界特定制度と土地家屋調査士会ＡＤＲの連携および登記所備付地図整備の促進等、不動産登記制度の有用性について、広く周知を図ることができるものと考え積極的に参加します。公共事業に関しましても地籍整備の推進、街区基準点の包括使用承認の継続、法第14条地図整備、明示協議会等があります。また、社会事業部が所掌する委員会は産学交流学術研究委員会、資料センター運営委員会、地籍整備促進委員会であり、これら委員会について委員を派遣し、支援と協力を行います。

その他「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年５月26日の完全施行に伴い、各市町村が協議会を設立する動きが活発になりつつあります。「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」では「協議会の構成員」「立入調査の委任」で、土地家屋調査士を活用することが示唆されております。このことは土地家屋調査士が社会貢献できる場をＰＲするためにも積極的にかかわるべきだと考え、必要な取り組みを検討したいと思っております。

社会事業部として執行する事業は多々ありますが、６名の理事が一丸となり、お力添えをいただきながら、上記の事業を会員皆さまのお役に立てるように心掛けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成27年度　事業計画実施細目

去る５月29日に開催された第76回定時総会で承認可決された平成27年度の各部事業計画に基づき、各業務部では実施細目を次のとおりに決め、７月22日に開かれた第４回理事会に諮られ、原案通り承認された。

総　務　部

１．会員への指導及び連絡を行う。

（１）入会者の面談時に助言及び指導を行う。

会員間の親睦の重要性、研修会等行事への積極的な参加、戸籍謄本等職務上請求用紙の適正な利用と管理、補助者の届出義務等を説明・指導する。

（２）登録事項の実態調査と変更届の促進

事務所・雇用調査士・名板貸しの実態調査を行う。

（３）戸籍謄本等職務上請求用紙の適正な利用と管理を指導する。

（４）補助者の品位、資質の向上に努める。

２．効果的なる会務運営を行う為の諸規則・諸規程の整備を行う。

（１）選挙制度の見直し

本会の会務運営を有効に行うために必要な選挙制度の見直しを行う。

（２）各種委員会の見直し

本会の組織の再整備、会務の合理化のために各種委員会の見直しを行う。

３．文書・資料・備品の管理及び事務局の管理体制を強化する。

（１）文書・資料・備品の保管に関する事項

会員台帳等の会員情報、会務資料等の管理・保管・廃棄を適切に行う。

（２）事務局の管理体制に関する事項

事務局職員に対する指導、適正な人事配置について検討する。

事務局組織のあり方について検討し、事務処理の効率化を図る。

４．渉外に関する事項

（１）行政機関、関係諸団体との連絡協調を図る。

（２）大阪法務局と火曜会を開催する。

（３）大阪自由業団体連絡協議会に参加する。

（４）五士業合同協議会に参加する。

（５）大阪司法書士会との協議会を開催する。

（６）日調連、近畿ブロック協議会との交流を図る。

５．危機管理体制の整備を行う。

（１）緊急時の会員への連絡網等を研究、整備する。

（２）緊急時における公益団体としての対応方法を研究する。

６．所掌する委員会に関する事項

（１）非調査士活動排除委員会

（２）苦情処理委員会

（３）澪標ネット運営委員会

（４）紛議調停委員会

（５）会員紹介センター運営委員会

（６）制度対策委員会

（７）総合紛争解決センター支援連絡委員会

７．その他

各部、各委員会、近畿ブロック協議会、政治連盟等との協力と連携に努める。

財　務　部

１．予算の適正かつ効率的な執行に努め、各部への予算執行に関する助言を行う。

①予算の執行に当たり、支出目的の把握に努め、疑義がある場合は担当部門と協議して、目的外支出の防止を図る。

②予備費の執行に当たり、支出目的を担当部門に確認し、理事会の承認を得て、これを執行する。

③毎月の予算執行状況を各担当部門に報告し、相互にチェックを実施し、より正確な予算執行及び統一勘定科目の移行に努める。

２．協同組合及び支部厚生事業担当者との連絡調整を行う。

協同組合部長会との連絡調整を行い、円滑な事業の推進を図る。

また、各支部担当者と連絡をとり、支部からの要望について連絡調整を行い、円滑な事業の推進を図る。

３．日調連や近畿ブロック協議会等の親睦行事の参加者への支援を行う。

日調連及び近ブロ主催の親睦行事等の運営・実施に際し、適切な対応に努める。

4．土地家屋調査士国民年金基金への加入促進に努める。

支部と連携し、土地家屋調査士国民年金基金への加入促進を図る。

5．会計規則等の見直しを行う。

会計規則等につき、現状との整合性等について検討し、見直しを行う。

6．会員章証紙の頒布状況を調査し、貼付の徹底を図る。また、今後の会員章証紙制度のあり方について研究する。

申請に際し、会員章証紙を必ず貼付するよう、証紙制度の理解と協力を会員へ呼びかける。また、会員ごとの会員章証紙の購入枚数を把握し、他の資料等も参考に調査し、貼付の徹底を図る。

7．所掌する委員会に関する事項

（1）共済事業審査委員会

（2）賠償損害補償制度紛争処理委員会

8．その他

各部・各委員会・近畿ブロック協議会等との協力と連携に努める。

業務研修部

1．業務に関する研修、連絡、指導を行う。

（1）会員の資質の向上及び土地家屋調査士制度の充実発展を図るため、体系的かつ効果的に充実した研修の実施

①会員研修の企画立案及び実施

②新会員研修の企画立案及び実施

③年次研修（倫理）の企画立案及び実施

（2）登記申請に関する研究及び指導

①規則第93条「調査報告書」の記載内容に関する研修

②オンラインによる申請の促進

（3）筆界特定制度の適正な運用に関すること

①筆界特定制度推進委員会を通じ、筆界調査委員を対象とした研修会の開催

（4）支部研修会への支援

①支部研修会の講師派遣

②業務連絡会の実施と各支部との情報交換

2．業務の改善に関する企画及び立案を行う。

（1）筆界特定と境界ＡＤＲの連携及び認定土地家屋調査士の活用に関すること

①五者連絡会に参画し、両制度の連携についての研究

②認定土地家屋調査士の活用に関する情報の収集

（2）新たな研修の実施方法に関すること

①録画ＤＶＤを用いた研修

②インターネットを利用した研修の配信方法の研究

（3）適正な報酬についての研究を行う。

①連合会が提供している報酬額実態調査の統計資料を分析・活用

3．業務関連法規その他業務に関する調査、統計及び研究についての事項

（1）表示登記実務研究会

①日常業務における課題点についての協議

（2）各支部登記事務等連絡会

①各支部連絡会に参画、情報共有

②各支部連絡会に関する事務手続支援

4．所掌する委員会に関する事項

（1）総合研究室（組織された場合に限る）

①研究員の派遣、情報共有

②総合研究室に関する事務手続への協力

（2）境界鑑定委員会（組織された場合に限る）

①委員の派遣、情報共有

②境界鑑定委員会に関する事務手続への協力

（3）オンライン申請促進委員会

①委員の派遣、情報共有

②オンライン申請促進委員会に関する事務手続への協力

（4）筆界特定制度推進委員会

①委員の派遣、情報共有

②筆界特定制度推進委員会に関する事務手続への協力

（5）筆界調査委員推薦委員会

①推薦する調査委員名簿の作成協力

②筆界調査委員候補者に対する研修協力

③筆界調査委員推薦委員会に関する事務手続きへの協力

5．その他

連合会、近畿ブロック協議会、各部・各委員会・他士業団体・関係機関との協力と連携に努める。

①連合会、近畿ブロック等が主催する研修への講師派遣・参加・情報収集

②各部・各委員会が主催する研修会への講師派遣・参加・情報収集

③他士業・団体等が実施する研修への講師派遣・参加・情報収集

社会事業部

1．外部・内部に関する事項

（1）会報誌の編集及び発行を行う。

会報誌「土地家屋調査士　大阪」を年４回発行し、充実した内容になるよう編集会議等を行う。

（2）情報収集及び発信を行う。

①澪標ネットを通じて日調連等から収集した情報を会員へタイムリーに告知する。

②ホームページへ新着情報・会員情報を随時掲載する。

③行政機関や関連団体、支部等が実施する広報活動事業への参加・協力を行い、情報収集に努める。

（3）社会貢献活動を行う。

①本会及び近畿ブロック協議会が開催する寄付講座・インターンシップに協力する。

②外部講師養成講座の開催に協力する。

③各種登記相談の実施及び他士業等が行う相談業務に協力を行う。

（4）日調連提唱の“境界紛争ゼロ宣言!!”始め境界紛争に関する広報活動を行う。

ホームページ等を利用して境界紛争ゼロ宣言のＰＲを行う。

2．地籍整備の推進を行う。

①地籍整備促進委員会の活動に協力する。

②業務拡大のため、地籍問題研究会等に参加し、関係各省との連携を深め、積極的に情報収集を行うとともに、土地家屋調査士が地籍整備に関わっていくことの大切さをＰＲしていく。

③不動産登記法第14条の地図整備の充実に寄与する。

④既区画整理地区においての資料収集に努める。

3．公共基準点及び認定登記基準点に関する対応を行う。

①街区基準点使用包括承認の契約締結と使用報告の周知徹底を行う。

②認定登記基準点の申請への対応を行う。

4．公共用地境界確定に関する対応を行う。

①公共用地境界確定業務に関する情報収集及び各支部が行う関係機関との協議会の開催を助成して行う。

②関係官公庁との意見交換会を開催する。

③支部が行う明示協議会等に出向し、情報収集を行う。

5．大阪府内の公嘱協会に関する事項

各公嘱協会に対する助言・連絡を行う。

6．所掌する委員会に関する事項

（1）産学交流学術研究委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。

寄付講座・インターンシップ・外部講師養成講座に関し協働する。

（2）資料センター運営委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。

大阪会が保管する資料地図の未公開分を公開できるように協力する。

（3）地籍整備促進委員会

委員を派遣し、事務処理等を支援する。

7．その他

①空家等対策の推進に関する特別措置法の活用について積極的に情報収集及び市町村との連携を図る。

②日調連、近畿ブロック協議会、各部・各委員会、他士業団体及び政治連盟等との連携に努める。

測量機械・製図用紙・事務器・自動図化機製図機・気象器・
土木試験機・㈱ソキア光波・セオドライト・レベル・レンタル
各種機械販売及び修理
〒540−0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号
株式会社 大阪西部
TEL 大阪 06(6768)3191(代表)
FAX 大阪 06(6762)9761

全国一斉不動産表示登記無料相談会が開催されました

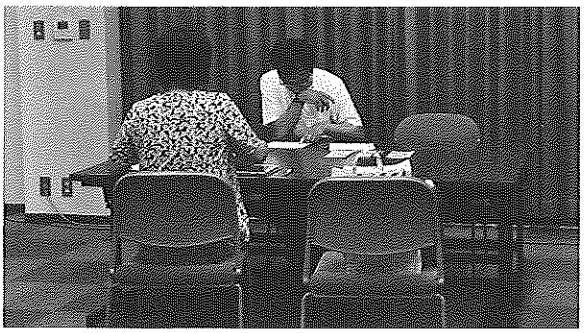

毎年７月31日は「土地家屋調査士の日」です。

本年度もこれに合わせて「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が開催されました。

この相談会は、継続して開催することにより土地家屋調査士制度・不動産登記制度の重要性を広くＰＲすることが目的とされています。

大阪土地家屋調査士会でも当日、大阪土地家屋調査士会館で無料相談会を開催しました。

相談件数は10件で、内容については多岐にわたるため割愛させていただきますが、昨年は４件でしたのでラジオ、新聞等で案内を行った成果が出て大変喜んでいます。本年度から事前予約制で30分の時間制限を設けました。これは現在、大阪法務局で毎週水曜日に行っている相談会に習ったものであり、大変効率良く運用されていると思います。しかしながら、相談内容によっては30分では短い場合もあり、相談者の不安材料をすべて取り除こうと意気込んでいたのですがしりすぼみになってしまったこともありました。初めての経験でしたが本年度の相談の中である女性の方がタブレットパソコンをお持ちになって現場の動画を見させていただきました。普段の相談では公図・測量図・手書きメモ、せいぜい写真程度でしたので、大変驚きました。

これからもいろいろなところで相談員として伺いますが、われわれ土地家屋調査士が国民にその力を寄与できる場であると信じ、頑張って行きたいと思います。

（社会事業部副部長・柳原　薫）

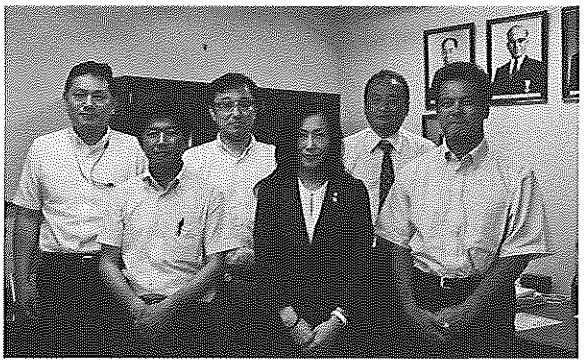

社会事業部一同

近畿ブロック協議会会則が一部変更されました

土地家屋調査士会近畿ブロック協議会第59回定例協議会で会則が改正されました。

土地家屋調査士会近畿ブロック協議会会則の一部改正（新旧対照表）

改　正　後	改　正　前
第１条～第３条　（省略）	第１条～第３条　（同左）
（事務所） **第４条**　本会の事務所は、大阪土地家屋調査士会に置く。 　但し、本会正副会長会議の決議により他の調査士会の事務局に置くことができる。	**（事務所）** **第４条**　本会の事務所は、本会会長の所属する調査士会の事務局に置く。
第５条～第24条（省略）	第５条～第24条（同左）
附　則　（省略）	附　則　（同左）
附　則 　この会則は、平成27年７月17日から施行する。	（新設）

今年も例年通り参加しました

第36回駒川まつり　大人気！ダーツゲームに長蛇の列

毎年恒例のダーツゲームは子供たちに大人気

阪南支部では毎年７月の第４週目ぐらいに催される「駒川まつり」に参加しております。今年も例年通り７月28日（火）に「第36回駒川まつり」に参加しました。場所は地下鉄谷町線駒川中野駅前にある駒川商店街です。

駒川まつりは毎年たくさんの子どもたちや家族づれでおおにぎわいです。

午後２時半頃から本会で用意していただいた広報用グッズ（アニメジャー、筆界特定制度のパンフレットと境界問題相談センターのパンフレット）を300セット、道行く人に配布しました。

午後３時過ぎに配り終えると、もうすでに子どもたちが並びはじめており、午後３時半には長蛇の列。催し物は毎年恒例のダーツゲームです。大栃和夫支部長の始射式の後ゲーム開始！

午後６時の終了を予定していたのですが、午後５時半ごろには、200個用意していた景品が無くなり、ゲームは終了しました。たくさんのお客さんに喜んでいただき、また、土地家屋調査士を少しでもアピールできたと思います。

その後、場所を移して近くのお店で懇親会を開きました。懇親会には本会から井上直次副会長、久保加奈子社会事業部長、冨岡隆社会事業部副部長、また、大阪城支部から伊集院渉支部長、津本浩昭副支部長、中河内支部から中島芳樹支部長、天王寺支部から松本博樹副支部長、さらに正井利明先生が参加していただきました。皆さま、お忙しい中ありがとうございました。

今回の出店に際し、支部長をはじめ各副支部長、幹事の皆さま、暑い中、いろいろとご協力いただきありがとうございました。

来年も引き続き駒川まつりに参加する予定ですのでご協力お願いします。

（社会事業担当副支部長・岡本吉雄）

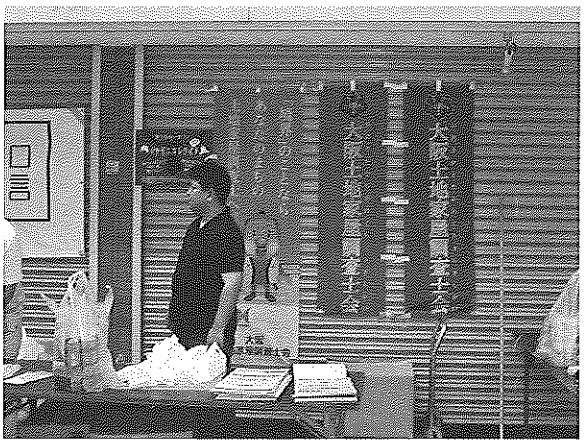

のぼりを掲げ、広報用グッズを配布しPRをはかる

懲戒処分事例

懲　戒　処　分　書

事務所　大阪市東住吉区今林四丁目３番１－503号
土地家屋調査士　　青　山　隆　二

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主　　文

土地家屋調査士法第42条第２号の規定により、被処分者を平成27年７月23日から１年の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第１　処分の事実

当局の調査、大阪土地家屋調査士会の報告及び土地家屋調査士青山隆二（以下「被処分者」という。）の供述によれば、以下の事実が認められる。

１　被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、土地家屋調査士の登録（平成21年６月１日大阪第3066号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。

２　被処分者は、平成24年７月頃、株式会社Ａ測量設計を通じて、有限会社Ｂから、〇〇市〇〇区〇〇△丁目３番２、３番５及び３番６の地積更正登記（以下「本件地積更正登記」という。）について、その申請手続の代理の依頼を受け、これを受任した。

当時、被処分者の補助者甲（以下「甲」という。）が株式会社Ａ測量設計の代表取締役を務めていた。

３　被処分者は、本件地積更正登記申請を行うための調査、測量に際して、申請地所有者と隣接地所有者との筆界確認のための立会い及び隣接地所有者の本人確認を甲に任せ、自分では一切行っておらず、不動産登記規則第93条所定の不動産調査報告書（以下、単に「不動産調査報告書」という。）も自ら作成しなかった。

４　甲は、平成24年11月初め頃、本件地積更正登記申請の添付書類として、〇〇市〇〇区〇〇△丁目２番６及び同所２番27の土地（所有者乙（以下「乙」という。））と同所３番５の土地（所有者丙）の筆界並びに同所２番６の土地と同所３番６の土地（所有者有限会社Ｂ）の筆界について、自ら乙の署名・押印を偽造し、同年10月27日付け筆界確認書（以下「本件筆界確認書」という。）を作成した。なお、これらの筆界について、乙の立会い・確認は行われておらず、甲は、本件筆界確認書の作成について、被処分者に相談していない。

また、甲は、同じ頃、被処分者が平成24年10月15日、乙の立会いを得て、既設境界標に基づき、上記各筆界を確認しており、本件筆界確認書に乙の印鑑証明書の添付はないが、乙から運転免許証の提示を受け、本人確認を行った上、承諾印を受けた旨等を記載した、事実と異なる被処分者名義の同年11月５日付け不動産調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）を、被処分者に無断で作成し、被処分者の職印を押印した。なお、被処分者は、この頃、土地家屋調査士の職印を自ら管理していなかったため、甲は、自由に被処分者の職印を使用することができた。

被処分者は、甲の作成したこれらの書類が添付された本件地積更正登記申請書類一式について、本件筆界確認書への印鑑証明書の添付の有無や本件調査報告書の記載内容の確認を行わなかった。

５　甲は、平成24年11月５日、〇〇法務局〇〇出張所に対し、本件筆界確認書や本件調査報告書を添付し、本件地積更正登記の申請（同日受付第64560号及び64564号）を行い、同月７日に本件地積更正登記が完了した。

第２　処分の理由

１　土地家屋調査士法（以下「法」という。）第23条（虚偽の調査、測量の禁止）は、「調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。」と規定し、大阪土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第110条は、「会員は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にし、補助者の業務上の

過失について、その責めを負わなければならない。」と規定している。被処分者の上記第１の３ないし５の行為は、これらの規定に違反するとともに、登記申請書に添付する土地家屋調査士が作成すべき本件調査報告書すら、自ら作成しないなど、土地家屋調査士としての職責を放棄しているのに等しく、法第２条（職責）、同第24条（会則の遵守義務）、土地家屋調査士法施行規則第22条（他人による業務取扱いの禁止）、会則第90条（品位の保持等）、同第91条（会則等の遵守義務）、同第93条（他人による業務取扱いの援助等の禁止）の各規定に違反することは明らかである。

2　被処分者の上記各非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行うべき土地家屋調査士の職責をないがしろにし、土地家屋調査士に対する社会的信用を著しく失墜させるものであり、その責任は、きわめて重大である。

3　よって、土地家屋調査士法第42条第２号により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内、又は当該裁決の日の翌日から起算して１年以内に提起しなければならない。

平成27年７月22日

大阪法務局長　　冨　田　一　彦

懲　戒　処　分　書

事務所　大阪府堺市堺区楠町三丁１番８号
土地家屋調査士　　藤　井　　洋

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主　　文

土地家屋調査士法第42条第２号の規定により、被処分者を平成27年８月19日から７か月の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第１　処分の事実

当局の調査、大阪土地家屋調査士会の報告及び土地家屋調査士藤井洋（以下「被処分者」という。）の供述によれば、以下の事実が認められる。

1　被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、土地家屋調査士の登録（平成10年２月２日大阪第2572号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。

2　被処分者は、平成25年始め頃、○○市○○区○○△丁目55番２の土地（以下「本件土地」という。）の所有者である有限会社Ａ（以下「Ａ」という。）から、本件土地の地積更正及び分筆登記について、その申請手続の代理の依頼を受け、これを受任した。

3　被処分者は、同年４月頃、本件土地と東側隣接土地と筆界（以下「本件筆界」という。）を確認するため、現地において、本件土地所有者であるＡの代表者と東側隣接土地所有者である株式会社Ｂ（以下「Ｂ」という。）の担当者を立ち会わせ、確認作業を行ったが、両者は合意に至らなかった。

4　被処分者は、平成25年７月頃、Ａから本件筆界の確認について度々催促を受けたため、作業が進捗しているように装おうと企て、平成23年に被処分者が別件で取得した筆界確認書のＢ代表者の記名・押印等を利用して、平成

25年４月１日にＡとＢが本件筆界を確認したとする両者名義の虚偽内容の筆界確認書（同月12日付け）を作成した。被処分者は、その後、間もなく、Ａにその偽造した筆界確認書の写しを交付し、Ｂとの筆界確認は終了したとの虚偽の報告を行った。

第２　処分の理由

１　土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。被処分者の上記第１の４の行為が、土地家屋調査士法第２条（職責）、同第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同第24条（会則の遵守義務）、大阪土地家屋調査士会会則第90条（品位の保持等）、同第91条（会則等の遵守義務）の各規定に違反することは明らかである。

２　被処分者は、過去に別件で取得した本件土地の東側隣接土地所有者の記名・押印を利用して本件筆界に係る筆界確認書を、自ら故意に偽造するという、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させる極めて悪質な行為に及んでおり、その責任は重大であり、厳しい処分が相当である。

３　よって、土地家屋調査士法第42条第２号により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内、又は当該裁決の日の翌日から起算して１年以内に提起しなければならない。

平成27年８月18日

大阪法務局長　　冨　田　一　彦

＜大阪には青年会があります＞

入会案内パンフレットの作成及び交流会開催

平成24年に発足した、大阪青年土地家屋調査士会。有志が集い、調査士の明るい未来のための活動ができる団体を目指し、取り組んでいるところですが、さらに有意義なものとなるべく、共に切磋琢磨していけるつながりの輪を広げていきたいと考えています。特に、その設立趣旨の一つである次世代を担う若手調査士をサポートし、共に高みを目指していこうという観点からも、登録したばかりの会員にもぜひ参加していただきたいと思っています。ただ、なかなか青年会のことを知ってもらう機会が少なく、知らない方も多くいると推測されますので、このたび、入会案内のパンフレットを作成し、それを見て知っていただこうと考えました。本会にもご理解、ご協力いただき、新入会員に対して配布される資料の中に入れていただけることとなりました。

共に力を合わせて進んでいける仲間が増えることを期待しています。また、それに応えることのできる集団となれるよう、取り組んでいく所存です。

＜平成27年度ビアパーティー＞

猛暑厳しい８月７日（金）に、青年会27年度ビアパーティーが開催されました。

日ごろの業務のこと、その他諸々、ビール片手に語り合い、交流を深めました。

今後の活動としましては、昨年から取り組んできました「青年会版報酬額基準研修」のまとめをはじめ、「重ね図作成」や「空き家対策と調査士業務」といった研修を予定しています。

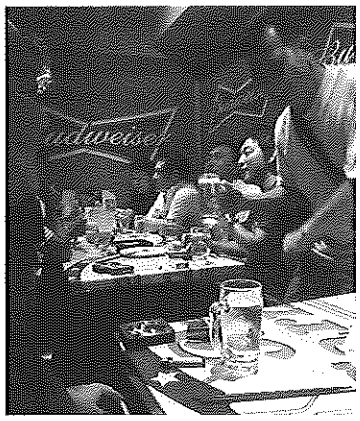

また、厚生企画と併せて、最近話題のドローン見学会といったものも企画中です。

＜全国青年土地家屋調査士大会 in 熊本＞

平成27年10月17日～18日、熊本で第12回の全国大会が開催されます。わが大阪青年土地家屋調査士会からも何人かの会員が参加予定ですので、その成果報告は次号以降で行っていきたいと思います。

＜新人会員募集＞

われわれは新人会員を随時募集しております。

正会員としての入会参加資格は年齢50歳以下、または登録10年未満の大阪会会員であることです。

活動の主旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。

会費は年額6,000円ですが、登録３年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっております。

賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なくどなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております。（賛助会員も年会費6,000円です。）

入会ご希望の方はＨＰの入会案内フォームに必要事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会ＨＰアドレス：
http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/

（青調会広報部担当　奥田祐次）

斡旋事業部 からのお知らせ

マグネットシートの斡旋

当組合では、車の側面等に貼るためのマグネットシートを斡旋しております。このシートは厚さ0.8㎜で剥がれにくくできていますので、しっかり貼り付きます。サイズは200㎜×300㎜　厚さ0.8㎜。

見本は組合にあります。

- **頒布価格**　670円（税抜）
- **申込方法**　申込書（組合にあります）に必要事項を記入の上、ＦＡＸまたはメール（kumiai@chosashi-osaka.jp）でお申し込みください。
- **納 品 日**　お申込後、１週間以内
- **頒布方法**　組合で受け取り、または送付（送料は購入者で負担です。）
- **支払方法**　同封の郵便払込用紙（別途手数料）でお支払いください。

桐マーク刺繍入りキャップ斡旋

317号でもお知らせいたしましたように桐マーク刺繍入りキャップ厚手・夏用を取り扱っています。右写真は厚手です。土地家屋調査士のロゴ入りで、素材は綿55%、アクリル系45%、裏地はポリエステルメッシュ。ツバは7.5㎝・カーブ芯、撥水加工・後チャック尾錠型、サイズはM・L・ＬＬの３種類。仕事、レジャーなどにピッタリの新企画商品です。

見本は、本会・組合にあります。画像は澤ネット【協同組合からのお知らせ】で確認いただけます。

- **頒布価格**　3,500円（税込）
- **申込方法**　申込書（組合にあります）に必要事項を記入の上、ＦＡＸでお申し込みください。
- **納 品 日**　申込期限後約１週間以内
- **頒布方法**　組合で受け取り、または送付（送料は購入者負担です）
- **支払方法**　ご持参または郵便払込用紙（別途手数料）でお支払いください。

下記は夏用キャップです。写真のような土地家屋調査士のロゴ入りで、素材はポリエスル100%、ツバは7.5㎝・カーブ芯、サイズはフリーサイズ・ＸＬサイズの２種類。仕事、レジャーなどにピッタリの新企画商品です。見本は、本会・組合にあります。

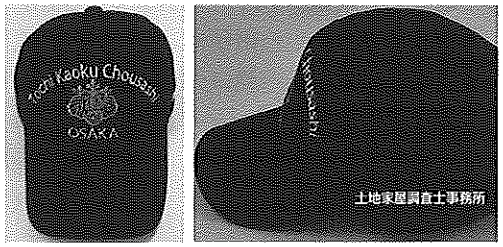

注意点

●輸入商品の為、商品の細かな仕様、色味が作成ロットにより異なる場合がございます。

- **頒布価格**　2,100円（税込）（ＸＬサイズは、2,150円税込）
- **申込方法**　申込書（組合にあります）に必要事項を記入の上、ＦＡＸでお申し込みください。
- **納 品 日**　申込期限後約３週間
- **頒布方法**　組合で受け取り、または送付（送料は購入者負担です）
- **支払方法**　ご持参または郵便払込用紙（別途手数料）でお支払いください。

楽測《ひとり測定用先端具》

今回は綿テープ・スチール巻尺商品の斡旋もいたします。おひとりでの測定に便利な測定用先端具楽測をセットにした商品も合わせてご検討ください。

＊ひとりで楽々測れます
＊スベリ止め付でズリ落ちにくい
＊スベリ止めテープはソフトタッチで建物にやさ

しい
＊テープのどちら面でも使用可能
＊他社テープでも12㎜巾なら取付可能。

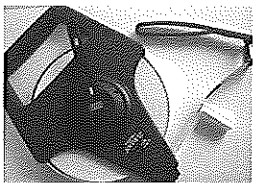
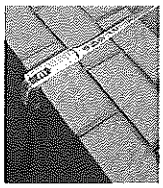
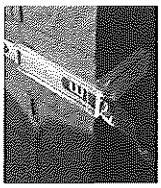

・材質：アクリル樹脂
・当協同組合に見本あります。

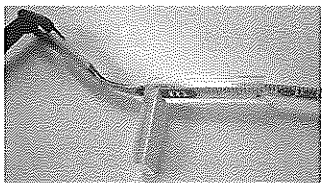

⚠ 注意

・取り外し時に無理に引っ張ると破損の恐れがあります。
・40N以上の力で引っ張らないでください。
・火のそばや油のかかるところで使用しないでください。

・頒布価格　**楽測＋ハヤマキメジャー30m**
組合員価格　4,860円（税抜）
組合員以外　5,320円（税抜）
楽測＋メジャー20m
組合員価格　3,980円（税抜）
組合員以外　4,360円（税抜）
楽測のみ
組合員価格　2,000円（税抜）
組合員以外　2,200円（税抜）

・申込方法　申込書（組合にあります）に必要事項を記入の上、ＦＡＸでお申し込みください。

・納 品 日　注文発注の為、約２～５日

・頒布方法　当組合で受取または送付

・支払方法　当組合でお支払または代引扱い

＊以上、マグネットシート、桐マーク刺繍キャップ、楽測は、大阪会会員向けでなく、全国の会員さんにもご購入いただけます。

総 務 部 からのお知らせ

平成27年６月から平成27年８月14日までの組合に新規加入が承認されたのは次の皆さん。

（敬称略）

地　域	氏　名	事務所電話番号
三　島	前田　康裕	06－6382－9429
中河内	世良　宣茂	072－992－2702
豊　能	安藤　雅輝	072－737－5389
天王寺	渡邉　英伸	06－6771－6124
豊　能	山本　靖朗	06－7500－3163
大阪城	野邊　直紀	06－6262－8666

平成27年８月14日現在
組合員総数　８８０名
本会会員数　１,０５５名

支 部 別 会 員 数（H27・９・１現在）
○内数字は法人会員数

支　部	会員数	増減	支　部	会員数	増減
北	127⑦	＋1	北河内	81①	0
西	34③	－2	豊　能	67	＋1
南	40②	＋1	堺	117	－2
阪　南	74③	－4	泉　州	83	0
天王寺	42①	0	三　島	98	－2
大阪城	134⑦	＋4	南河内	45	0
中河内	115	－1	合　計	1,057㉔	－4

○　数字は法人会員　　24法人（－2）
（※増減は前回・H27年６月１日比）

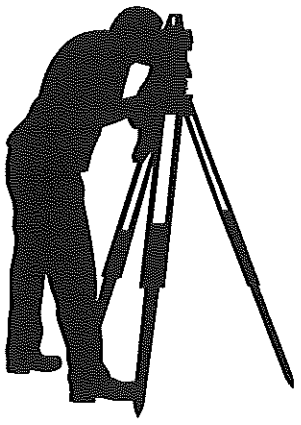

政治連盟だより

公開講座「迷子の不動産　所在所有者不明の土地・家屋への対応」に参加して

平素は、大阪土地家屋調査士政治連盟の活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

既にご承知かと存じますが、平成27年５月、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。居住されていない住居のうち倒壊のおそれがある等、一定の要件を満たすものについては「特定空家等」と規定し、その利活用等のために、国および地方公共団体に対応を求めるものであります。

法案には、

１、国による基本指針の策定、市町村等による空家等対策計画の策定

２、市町村による空家等の情報調査・協議会の設置

３、特定空家等に対する措置　（指導･勧告･命令･代執行）

４、市町村による空家等及びその跡地の活用

等が規定されています。

この法案成立に際し、参議院国土交通委員会において「政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと」との付帯決議がなされました。

この付帯決議は、全調政連の活動成果であるとの話を聞くにおよび、この空家問題を通し当連盟は、今までとは少し異なる政治連盟での活動をしてみようとの考えにおよびました。

特別措置法には総務省・国土交通省から指針（平成27年２月26日　総務省・国土交通省告示　第１号）が出されております。その中で、前述の協議会組織の構成員として専門家の活用がうたわれており、その候補として明文で、われわれ土地家屋調査士が挙げられております。そこで、この協議会に参加し活動していくことが、土地家屋調査士の広報として役立つのではないかと考え、各行政、他の調査士会の情報収集を行っております。

その中で、去る６月26日　当連盟を代表して当方が群馬会の公開講座「迷子の不動産　所在所有者不明の土地・家屋への対応」を聴講してまいりましたので、報告させていただきたいと思います。

主催は群馬会と公嘱協会で法務局・群馬県が後援でした。本会主導で行政と歩調を合わせ、活動されていることがうかがわれます。

第１部は、公益財団法人東京財団の吉原祥子氏が「管理放棄不動産と市民生活」の演目で、外資による森林買収と、その要因である日本の土地制度の問題につき講演されました。

第２部は「県土の有効活用に向けて」の演目で群馬県県土整備部石田氏、県農政部清水氏、県環境森林部桜井氏が空家対策・耕作放棄地対策・森林管理対策について講演されました。農地貸借を仲介する農地中間管理事業や森林境界明確化事業を行い補助金を交付するなど、喫緊の課題として対策を行っているとの感触を得ました。

終了後、群馬会の堀越義幸会長から、連合会から単位会に向けて出された依頼文書を関係自治体に発送し、複数の市町村と具体的に協議を行っていること、特別措置法に規定されている課税情報の活用を空家のみならず、不在地主の調査に際して利用することも視野に入れているとのお話を伺い、他会の取り組みについての理解を深めました。

また、神奈川会では横浜市と調査士会が「空家等対策に関する協定」を締結し、本会を窓口として相談業務を開始したとのことでした。

他会に後れを取らないように活動を行っていく所存でありますが、関係自治体との折衝の中で議員諸兄の協力を仰ぐことも必要かと考えます。引き続き土地家屋調査士制度にご理解、ご尽力を頂戴している各議員に対してのパーティ・セミナー等の参加や各議員団との勉強会を継続し、それらの活動で得られたつながりを活用し、政治連盟としての活動を遂行してまいります。

（広報担当副会長・西村右文）

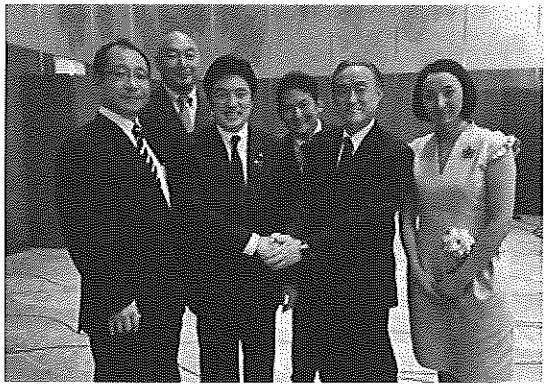

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All,All For One（一人はみんなのために　みんなは一人のために）

「地籍フォーラム2015」を開催

平成27年５月30日（土）午後１時から、中央区の「エル・おおさか」本館２階 エル・シアターで「地籍フォーラム2015」を開催いたしました。

当協会は本年１月28日をもって創立30周年を迎えることができましたが、その一方で、阪神・淡路大震災から20年が経過しました。節目であるこのときに、災害に備えての地籍調査の大切さならびに災害復旧に対し、われわれ土地家屋調査士がどのように関わっていけるのかを見つめ直すべく、30周年事業として、「地籍フォーラム2015」を開催することとなりました。

今回のフォーラムの内容は、

第１部　基調講演「災害復旧における地籍調査成果の有用性」

奈良大学名誉教授　碓井照子氏

第２部　パネルディスカッション「地震からの復興」

パネリスト

奈良大学名誉教授　碓井照子氏

阪神・淡路まちづくり支援機構
運営委員　安崎義清氏

兵庫県土地家屋調査士会
元会長　江本敏彦氏

公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　常任理事　大森　仁氏

コーディネーター

当協会副理事長　山脇優子

以上２部構成により開催いたしました。

碓井先生の基調講演では、大阪での地籍調査の進捗率は非常に低く、30年以内に70%の確率で発生するといわれている南海・東南海地震で東日本大震

碓

奈良大学名誉教授
碓井照子氏

安

阪神・淡路まちづくり支援機構
運営委員　安崎義清氏

江

兵庫県土地家屋調査士会
元会長　江本敏彦氏

大

公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
常任理事　大森仁氏

災以上の甚大な被害が予想され、その早急な復旧のためには地籍調査がいかに重要であるかとのご講義をいただきました。

また、パネルディスカッションでは阪神・淡路大震災・東日本大震災からの復興を経験された先生方から実体験を踏まえたお話しがあり、土地の境界に携わるわれわれ土地家屋調査士の社会的使命について再認識させられました。

第１回社員研修会を開催

平成27年７月24日（金）午後６時から、中央区の「エル・おおさか」南館５階 南ホールで「公嘱社員読本について」をテーマに社員研修会を開催いたしました。

講師として、小牧主一・村野勝茂・佐藤均・山田和雄・竹中慎二各理事から、平成27年３月17日に改定した社員読本についての内容の説明を行いました。

当協会では、社員を募集しています。協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。

第6回常任理事会

定時総会後最初の第６回常任理事会が７月14日(火)午後３時から本会３階役員室で開催され、今年度の事業計画実施細目についてなど、次の各事項が審議・協議された。
＜出席者・敬称略＞加藤・井上・松島・松尾・髙橋・中居・相澤・久保（事務局）川井・柳井原

審議・協議事項

①平成27年度事業計画実施細目について
②第４回理事会の運営について
③各委員会の委員の構成について
④火曜会について
⑤総紛の理事について
⑥常任・支部長会との会議について（８月５日）
⑦27年度のスケジュールについて
⑧編集委員会調査士委員への会議交通費の支払い処理について
⑨会長指導について
⑩日調連からの送付文書の澪標ネット上へのアップについて
⑪個人情報保護法に基づく開示請求への対応について
⑫産学交流学術研究委員会について
⑬会報編集作業業務委託契約について
⑭大阪市営地下鉄谷町４丁目駅構内広告について
⑮制度対策委員会への諮問について
⑯補助者の共同使用について
⑰各議員への政策懇談会の出席について
⑱業務内容リーフレットの作成について
⑲近畿ブロック協議会事務局を大阪会で引き受けることについて
⑳滋賀会からの講師派遣依頼について
㉑弁護士からの照会事案について
㉒茨木市の地図整備について
㉓その他

第7回常任理事会

７月に入って２回目となった第７回常任理事会が７月21日(火)午後１時から本会３階役員室で開催され、今年度スケジュール確認や第４回理事会の進行など、次の各事項が審議・協議された。
＜出席者・敬称略＞加藤・井上・松島・松尾・髙橋・中居・相澤・久保（事務局）川井・柳井原

審議・協議事項

①第４回理事会について
②27年度のスケジュールの確認について
③常任・支部長会との会議について（８月５日）
④各議員への政策懇談会の出席について
⑤弁護士からの照会事案について
⑥制度対策委員会への諮問について
⑦副会長の支部担当について
⑧業務停止等の期間中における会員の資料センター利用について
⑨茨木市の地図整備について
⑩阪南支部の駒川まつりについて
⑪公益社団法人等の政治活動について
⑫その他

第8回常任理事会

８月５日(水)午後４時から本会３階役員室で第８回常任理事会が開催され、近ブロの大阪会の対応についてなど、次の各事項が審議・協議された。
＜出席者・敬称略＞加藤・井上・松島・松尾・髙橋・中居・相澤・久保（事務局）川井・柳井原

審議・協議事項

①常任理事会・支部長会の意見交換会への対応について
②政策要望会等への出席について
③裁判所の調停委員の推薦について
④懲戒処分者の澪等への掲載の時期について
⑤新関西国際空港株式会社の発注について
⑥死亡会員の未納会費の処理について
⑦日調連親睦ゴルフ大会について
⑧筆界特定室の振り分け相談の直受について
⑨近ブロの大阪会の対応について
⑩司法書士会との協議会について
⑪三会協議会の開催について
⑫近ブロ総務部会の日程について
⑬制度対策委員会について
⑭その他

第9回常任理事会

8月20日(木)午後3時から本会3階役員室で第9回常任理事会が開催され、司法書士会との協議会についてなど、次の各事項が審議・協議された。
<出席者・敬称略>加藤・井上・松島・松尾・髙橋・中居・相澤・久保（事務局）川井・柳井原

審議・協議事項

①毎週水曜日の登記相談について
②日調連への講師推薦について
③各党との勉強会等について
④司法書士会との協議会について
⑤三会協議会の開催について
⑥民事調停委員候補者の推薦について
⑦大阪府知事への要望事項について
⑧空き家対策への対応について
⑨弁護士法第23条による照会について
⑩支部交付金、支部の改編、支部会計処理等について
⑪大阪会の領収書と連合会の領収書について
⑫日本加除出版の法律関連情報検索サービスの団体契約について
⑬その他

第2回理事会

定時総会当日の5月29日(金)、第2回理事会が太閤園フォレストルームで開催され、会長挨拶、会則34条第5項に基づく副会長および理事の同意について協議されたほか、次の各事項が審議された。

審議事項

①第1号議案　日調連総会の代議員等の選出について
〔提案理由〕　連合会第72回定時総会（6月16日、17日）の代議員および陪席者の選出を正副会長に一任することについて承認を求めるもの
〔結果〕　全会一致で承認された。

第3回理事会

定時総会後初の第3回理事会が6月12日(金)午後4時から本会4階会議室で開催され、松島副会長挨拶、各部・支部長会議長・各種委員長等からの報告・連絡事項のあと次の各事項が審議された。

審議事項

①第1号議案　常任理事の選任について
〔結果〕　全会一致で承認された。
②第2号議案　部長、副部長、部員の人事について
〔結果〕　全会一致で承認された。
③第3号議案　名誉役員の委嘱について
〔結果〕　全会一致で承認された。
④第4号議案　注意勧告理事会理事の選任について
〔結果〕　全会一致で承認された。
⑤第5号議案　火曜会構成員の指定について
〔結果〕　全会一致で承認された。
⑥第6号議案　各種委員会の委員の選任方について
〔結果〕　全会一致で承認された。
その他の委員について常任理事会に一任された。
⑦第7号議案　近ブロ定例協議会（総会）7月17日（金）について
〔結果〕　第7号議案については紛議調停委員長についての出席の可能性も含めて承認された。
⑧第8号議案　役員報酬について
〔結果〕　挙手多数で承認された。
役員報酬等の振込口座開設についてのお願いについて説明があった。
現金は25日以降に準備しておく。
⑨第9号議案　感謝状贈呈の承認方について
（表彰規程第5条、別表2）
〔結果〕　全会一致で承認された。

このあと、松尾副会長の挨拶により閉会した。

第4回理事会

第4回理事会が7月22日(水)午後4時から本会4階会議室で開催され、会長挨拶、各部・支部長会議長・各種委員長等からの報告・連絡事項のあと次の各事項が審議された。

審　議　事　項

①第１号議案　平成27年度事業計画実施細目について

〔結果〕　全会一致で承認された。

②第２号議案　境界問題相談センターおおさか運営委員会の運営委員の承認について

〔提案理由〕　境界問題相談センターおおさか規則第５条第４項第１号に基づき運営委員会の承認を求めるもの

〔結果〕　天王寺支部浅井敬会員、大阪城支部西田寛会員、同支部中居克彦会員、中河内支部山脇優子会員、北河内支部吉田栄江会員、以上５名を運営委員に選任することにつき、全会一致で承認された。

③第３号議案　業務内容リーフレットの作成について

〔提案理由〕　社会事業部では本年度Ａ４三つ折業務内容リーフレットの作成を計画しているが、その費用が20万円を超えることが予想されるため理事会の承認を求めるもの

〔結果〕　リーフレット１万部の印刷ならびに字句修正等の内容については社会事業部に一任するということで全会一致で承認された。

このあと、監事からの意見等があり、閉会した。

会　員　異　動　（H27・9・1現在）

入　会　者　（８名）				
氏　名	登録番号	支　部	入会年月日	事務所所在地・電話・ＦＡＸ番号
辻　本　峰　一	3255	大阪城	27・7・1	〒536-0005　大阪市城東区中央３－１－22 本谷事務所内 ☎06－6931－2843　FAX06－6931－1004
赤　松　　隆	3256	北	27・7・1	〒532-0011　大阪市淀川区西中島４丁目７番30号 アネックス新大阪ビル２階 ☎06－6304－0646　FAX06－6304－0683
佃　　茂　明	3257	北	27・7・1	〒533-0022　大阪市東淀川区菅原四丁目４番40号 ☎090－9691－5022　FAX06－4862－6854
山　本　靖　朗	3258	豊　能	27・7・10	〒560-0054　豊中市桜の町２丁目１番26号 ☎06－7500－3163　FAX06－7500－3163
澁　谷　直　人	3259	西	27・8・3	〒550-0005　大阪市西区西本町一丁目４番１号 オリックス本町ビル10階 ☎06－6535－7575　FAX06－6535－7576
小　野　俊　仁	3260	大阪城	27・9・1	〒540-0026　大阪市中央区内本町１丁目１番１号 OCTビル３F ☎06－6809－3335　FAX06－6944－5336
山　﨑　　聡	3261	北	27・9・1	〒530-0047　大阪市北区西天満六丁目４番８号 ル・グランデ東梅田502号 ☎06－6365－0181　FAX06－6365－9390
中　田　博　友	3262	北河内	27・9・1	〒572-0081　寝屋川市東香里園町11番27号 ㈲北川測量内 ☎072－835－1818　FAX072－832－0055

事務所変更　（18名）					
氏　名	登録番号	旧支部	新支部	届出年月日	新事務所所在地・電話・ＦＡＸ
関戸正司	2460	阪南	中河内	27・6・2	〒575-0002　四條畷市岡山２－２－18 ☎072-878-2562　FAX072-878-2562
貞方澄夫	1849	堺	堺	27・6・3	〒591-8023　堺市北区中百舌鳥町３丁347番地16 ☎072-257-0499　FAX072-257-6499
佐久間史泰	2337	堺	堺	27・6・3	〒591-8023　堺市北区中百舌鳥町３丁347番地16 ☎072-257-0499　FAX072-257-6499
十川耕大	3226	堺	堺	27・6・3	〒591-8023　堺市北区中百舌鳥町３丁347番地16 ☎072-257-0499　FAX072-257-6499
村尾智利	2168	天王寺	天王寺	27・6・11	〒543-0074　大阪市天王寺区六万体町１番32号 ノ・レーヴ夕陽丘201号 ☎06-6771-5697　FAX06-6773-6130
杉岡　洋	3146	西	北	27・6・22	〒532-0004　大阪市淀川区西宮原一丁目８番14号 新大阪コーポラス八光ビル805 ☎06-7653-0434　FAX06-7656-4055
西田純康	3252	西	西	27・6・22	法人・京和合同事務所に加入
古藤泰志	3198	阪南	堺	27・6・30	〒590-0025　堺市堺区向陵東町三丁１番16号 栄光ビル201 ☎072-242-7192　FAX072-242-7192
栗谷正彦	3096	阪南	阪南	27・7・3	〒545-0041　大阪市阿倍野区共立通１丁目 １番20号 ☎06-6659-7922　FAX06-6659-7923
井上清孝	2203	豊能	豊能	27・7・9	〒562-0033　箕面市今宮４丁目６番27号 ☎072-728-2224　FAX072-734-6111
岡田浩紀	3055	南	南	27・7・10	〒542-0061　大阪市中央区安堂寺町 二丁目４番15号　スギコビル３階 ☎06-6764-1919　FAX06-6764-5775
沖津実郎	3167	西	大阪城	27・7・13	〒541-0054　大阪市中央区南本町三丁目６番14号 イトゥビル２階 ☎06-6282-0325　FAX06-6282-0326
安井　功	2582	豊能	豊能	27・7・27	〒560-0022　豊中市北桜塚三丁目10番20号 ☎06-6853-1155　FAX06-7492-1025
田中雅仁	2871	堺	大阪城	27・7・28	〒541-0059　大阪市中央区博労町一丁目７番16号 ＣＳＴ大阪ビル５Ｆ ☎06-6264-5761　FAX06-6264-5763
雨堤信介	3032	中河内	北	27・7・30	〒530-0047　大阪市北区西天満４－７－12 昭和ビル別館205 ☎06-6755-4203　FAX06-6755-4204

伊藤哲哉	2452	堺	堺	27・7・30	〒590-0024　堺市堺区向陵中町６－７－11－１ オアシス三国ヶ丘201 ☎072-252-6534　FAX072-254-3033
平野和昭	3232	阪南	南	27・8・12	〒542-0081　大阪市中央区南船場１丁目17番８号 (TERRACE MINAMI SENBA BLD. 5階) ハーモニー合同事務所内 ☎06-6224-0701　FAX06-6224-0702
石井康信	2267	北	大阪城	27・8・12	〒538-0041　大阪市鶴見区今津北４丁目８番38号 ☎06-6969-5760　FAX06-6969-5760

退　会　者など（資格取消・喪失者を含む）　（13名）

氏　名	登録番号	支　部	届出年月日	退　会　理　由
有馬秀昌	2314	堺	27・6・23	業　務　廃　止
森田　繁	2827	阪南	27・6・25	業　務　廃　止
釣場浩三	2882	三島	27・6・26	長　期　休　業
池田　栄	1453	大阪城	27・6・30	業　務　廃　止
頼田亘平	3207	北	27・7・1	神奈川会へ
仁井光治	1350	北	27・7・7	死　亡
大西雅之	2265	中河内	27・7・21	死　亡
山口正博	2789	堺	27・7・29	業　務　廃　止
能宗　環	1774	北河内	27・7・31	業　務　廃　止
和田匡宏	3172	西	27・7・31	長　期　休　業
藤田浩志	2370	三島	27・7・31	長　期　休　業
生田　廣	3149	北	27・8・31	長　期　休　業

改　氏　名　（1名）

旧　氏　名	新　氏　名	登録番号	支　部	届出年月日
森口　健志郎	西嶌　健志郎	3029	豊　能	27・6・10

法人事務所会員関係

常駐する社員の変更及び社員の脱退　（2法人）			
名　称	法　人 登録番号	支　部	社　員・ 会員登録番号
ＫＴオフィス土地家屋調査士法人	12-0023 C031	阪　南	古藤　泰志３１９８ （社員の脱退）
土地家屋調査士法人　京和合同事務所	12-0022 C030	西	和田　匡広３１７２ （社員の脱退）

業務日誌

◇　6　月　◇

1日・定時総会ご臨席のお礼（大阪府庁）加藤会長
・定時総会ご臨席のお礼（大阪市役所）加藤会長
2日・正・副会長打ち合わせ（会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、髙橋総務・相澤業務研修各部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）垣内（俊）相談員
・大阪法務局あいさつ　加藤会長、井上・松島・松尾各副会長
3日・「測量の日」記念フェア2015（大阪府合同庁舎４号館）加藤会長、松島副会長、中島（芳）前社会事業部長・柳原・京谷前同部各理事、神前会員
・大阪市マンション管理支援機構平成27年度幹事会（大阪市立住まい情報センター）松島副会長
・本・支部役委員研修会講師依頼（大阪弁護士会）井上副会長、與倉前業務研修部長
・近畿大学寄付講座第８講（近畿大学）辻田（智）講師
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）飯田相談員
4日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山（(恒）相談員
・会務処理（会館）吉田（龍）支部長
5日・近ブロ各会新旧会長会議（会館）
・会務処理（会館）大西（幸）支部長・上田（大）会員
8日・大阪社会保険労務士会総会（シェラトン都ホテル大阪）松尾副会長
・北河内支部の「くいのすけ」について打ち合わせ（会館）加藤会長、松尾副会長、村富支部長、今村社会事業担当副支部長
・会務処理（会館）北川（貞）会員
9日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
・編集打ち合わせ（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）杉村相談員
10日・近畿大学寄付講座第９講（近畿大学）辻田（智）講師
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）中居相談員
・中河内支部笠原伸司会員御尊父告別式（東大阪典礼会館）松島副会長
・会員証更新による交換（会館）相澤理事
・政治連盟常任幹部会（会館）井上副会長
11日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）羽倉相談員
・総合紛争解決センター定時社員総会（大阪弁護士会）松尾副会長
12日・正・副会長打ち合わせ（会館）
・理事会（会館）
・支部長会（会館）
・綱紀委員会（会館）
・退任役員感謝状贈呈式（シティプラザ大阪）
15日・労働組合団体交渉（会館）井上副会長、髙橋総務部長、相澤財務部長
・入会面談（会館）髙橋・相澤各部長、小川総務部副部長、前橋・橋本総務部各理事
16日・日調連総会（17日も、東京ドームホテル）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）辻田（次）相談員

・綱紀委員会第１班会議（会館）
・綱紀委員会第２班会議（会館）
・総合紛争解決センター研修・広報部会（大阪弁護士会）谷川総合紛争解決センター支援連絡副委員長、正井同委員

17日・近畿大学寄付講座第10講（近畿大学）梅本（篤）講師
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）西村（右）相談員

18日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中川（耕）相談員

19日・寄付講座講師会議（会館）
・社会事業部打ち合わせ（会館）松尾副会長、久保部長

22日・日本公認会計士協会近畿会総会（ザ・リッツ・カールトン大阪）井上副会長
・近畿税理士会総会（帝国ホテル大阪）松島副会長

23日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員
・苦情処理委員会全体会議（会館）
・近畿税理士会あいさつ（会館）

24日・大毎広告株式会社来会（会館）松尾副会長、久保部長、柳原社会事業部副部長
・近畿大学寄付講座第11講（近畿大学）梅本（篤）講師、中村（幸）会員、金子理事
・平松邦夫氏来会（会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、髙橋部長
・滋賀会研修会（栗東ウイングクラブ）神寳会員
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）西村（右）相談員

25日・総務部会（会館）
・入会面談（会館）髙橋部長、小川副部長、前橋・髙山・橋本各理事
・社会事業部会（会館）
・東大阪市建築部建築指導室指導監察課・空家対策について来会（会館）
・綱紀委員会第１班会議（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田（修）相談員

26日・会務処理（会館）西田（寛）前境界問題相談センターおおさか推進委員長
・非調査士活動排除委員会全体会議（会館）
・北支部仁井光治会員通夜（北斎場）井上副会長

27日・北支部仁井光治会員告別式（北斎場）加藤会長

29日・編集打ち合わせ（会館）
・業務研修部会（会館）

30日・日本測量協会関西支部業務報告会（大阪府薬業年金会館）松島副会長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）池原相談員

◇　　７　　月　　◇

１日・綱紀委員会第３班会議（会館）
・近畿大学寄付講座第12講（近畿大学）松内講師、山脇・正井・森留・藤本(雅)各会員
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）柳原相談員
・本・支部役委員研修会（大阪市立住まい情報センター）

２日・筆特特定室振分相談出向（法務局本局）安岐相談員

３日・満村弁護士との打ち合わせ（会館）井上副会長、髙橋部長、芳多綱紀委員長

６日・紛議調停委員会全体会議（会館）
・衆議院議員原田けんじ君を励ます会（リーガロイヤルホテル大阪）加藤会長

７日・会員紹介センター運営委員会（会館）
・非調について法務局と打ち合わせ（法務局本局）三好・竹中・加山各非調委員
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）與倉相談員
・茨木市地図整備についての表敬訪問（法務局北大阪支局および茨木市）加藤会長、竹本監事・加藤（眞）三島支部長、流王同副支部長
・三島支部研修会（茨木市立福祉文化会館）加藤会長、芳多委員長
・中河内支部大西雅之会員通夜（東大阪市仏光殿家族葬ホール）松島副会長
・総合紛争解決センター・ハーグ条約対応検討ＰＴ（大阪弁護士会）谷川委員
・ＧＩＳ大縮尺空間データ官民共有化推進協議会総会（大阪府咲洲庁舎）中村社会事業部理事

８日・業務研修部会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）相澤相談員
・近畿大学寄付講座第13講（近畿大学）山脇

講師、京谷・彦坂各会員
9日 ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）杉村相談員
・財務部会（会館）
・綱紀委員会第２班会議（会館）
10日 ・社会事業部業務連絡会（会館）
・苦情処理委員会第１班会議（会館）
・大阪法務局へポスター持参（法務局本局）久保部長、柳原副部長
・衆議院議員北川イッセイ君を励ます会（シェラトン都ホテル大阪）加藤会長
11日 ・四国ブロック協議会講演会（クラウンパレス新阪急高知）西田前委員長
13日 ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
・本会と政連の合同会議（会館）
・衆議院議員佐藤しげき君を励ます会（スイスホテル南海大阪）加藤会長
・表示登記実務研究会打ち合わせ（法務局本局）松島副会長、相澤部長、和田・山口業務研修部各副部長
・ＮＨＫへ放送依頼文書持参（ＮＨＫ大阪放送局）久保部長
14日 ・常任理事会（会館）
・筆界特定制度推進委員会（会館）
・吹田市への制度ＰＲ（吹田市江坂）加藤会長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）守屋相談員
15日 ・総合紛争解決センター支援連絡委員会（会館）
・近畿大学寄付講座第14講（近畿大学）京谷講師、金子日調連理事
・東大阪市空家対策計画策定に向けた勉強会（東大阪市）松尾副会長、冨岡副部長
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）久保相談員
・泉州支部橘泰弘会員御母堂御逝去通夜（泉佐野セレモ平安）安部業務研修部理事
・ＨＲソリューションフェア2015大阪マイナンバー対策セミナー（ヒルトン大阪）中居財務部長
・入会面談（会館）髙橋部長、小川副部長、前橋・髙山各理事
・総務部会（会館）
16日 ・編集会議（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山脇相談員
・総合紛争解決センター研修会（大阪弁護士会）谷川委員
17日 ・近畿ブロック協議会定例協議会（ホテル日航奈良）
21日 ・常任理事会（会館）
・支部長会（会館）
・火曜会（法務局本局）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）矢原相談員
22日 ・理事会（会館）
・定時総会議事録署名（会館）上田（大）会員
・打ち合わせ（会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、髙橋・相澤・中居・久保各部長
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）吉田（龍）相談員
・近畿大学寄付講座第15講（近畿大学）阪本講師
・筆界特定室との打ち合わせ（法務局本局）松島副会長、瀧本筆界特定制度推進委員長、中山・森同各副委員長
・民間総合調停センター「記念行事」実行委員会（大阪弁護士会）浅井委員長、山脇委員
23日 ・苦情処理委員会第１班会議（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本（貞）相談員
・第82回大阪自由業団体連絡協議会（ホテル日航大阪）松尾副会長、髙橋部長、久保部長
・総合紛争解決センター運営委員会（大阪弁護士会）松島副会長、浅井委員長、谷川副委員長、正井・山脇各委員
24日 ・ミウラとの打ち合わせ（会館）髙橋部長
25日 ・地籍問題研究会第13回定例研究会（明海大学浦安キャンパス）松島副会長、冨岡副部長
27日 ・業務研修部会（会館）
・苦情処理委員会第１班会議（会館）
28日 ・綱紀委員会第３班会議　会館
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）吉田（正）相談員
・駒川まつり（駒川商店街）井上副会長、久保部長、冨岡副部長

・非調査士・法務局枚方出張所との打ち合わせ（法務局枚方出張所）小松非調委員
・非調査士・法務局北出張所との打ち合わせ（法務局北出張所）三好非調委員
・非調査士・法務局岸和田支局との打ち合わせ（法務局岸和田支局）加山非調委員

29日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）小林（教）相談員
・非調査士・法務局本局との打ち合わせ（法務局本局）竹中非調委員

30日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
・総合紛争解決センター東ティモール共同法制研究視察（大阪弁護士会）浅井委員長、谷川副委員長、西田・山脇各委員

31日・全国一斉不動産表示登記無料相談会（会館）
・社会事業部会（会館）
・大毎広告株式会社との打ち合わせ（会館）久保部長、柳原副部長

◇　8　月　◇

3日・打ち合わせ（会館）加藤会長、浅井委員長、和田（清）会員
・豊能支部研修会（豊中市立文化会館）芳多委員

4日・寄付講座レポート採点会議（会館）杉村・松内・山脇・阪本・京谷・安部（眞）・久保（加）・梅本（篤）・辻田（智）各講師
・産学交流学術研究委員会（会館）
・資料センター運営委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中山（髙）相談員

5日・支部長会と常任理事会の意見交換（会館）
・常任理事会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）真砂相談員

6日・総務部業務連絡会（会館）
・オンライン申請促進委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）米山相談員
・民間総合調停センター「記念行事」実行委員会（大阪弁護士会）浅井委員長、山脇委員

7日・年次制研修①（会館）相澤部長、大山理事
・綱紀委員会第２班会議（会館）
・綱紀委員会第１班会議（会館）
・編集会議（小委員会）（会館）

10日・財務部会（会館）

11日・業務研修部業務連絡会（会館）
・編集会議（小委員会）（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
・（一社）大阪南公嘱協会視察（藤原秀浩事務所）松尾副会長、久保部長、中村理事

12日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）岡本（吉）相談員

13日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）森（光）相談員

17日・インターンシップ開講式（会館）松尾副会長、久保部長、冨岡副部長、和田（清）委員長、松内委員
・年次制研修②（会館）和田（久）副部長、髙山理事

18日・社会事業部会（会館）
・業務研修部会（会館）
・入会面談（会館）小川副部長、前橋・橋本各理事
・聴聞（会館）井上副会長、髙橋部長
・総務部会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員
・総合紛争解決センター広報・研修合同部会（大阪弁護士会）松島副会長、谷川副委員長、相澤委員

19日・澪標ネット運営委員会（会館）
・非調査士活動実態調査（法務局北出張所）
・筆界調査委員養成講座（会館）
・（株）一心社と大毎広告（株）と会報誌編集作業について打ち合わせ（（株）一心社）柳原副部長
・大阪府建築厚生年金基金の事業主向け説明会（年金基金事務局）髙橋部長
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）飯田相談員

20日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
・地籍整備促進委員会（会館）
・常任理事会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口相談員

21日・（株）ミウラとの打ち合わせ（会館）髙橋部長、中居部長
・財務部（厚生）業務連絡会（会館）

・財務部会（会館）
24日・インターンシップ中間報告会(会館)和田(清)委員長、加藤（充）副委員長、松内委員、
・公明党との政策要望懇談会（関西公明会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、髙橋部長
25日・筆界特定制度推進委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）垣内相談員
・近ブロ研修部会（会館）相澤部長
26日・年次制研修③（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）中居相談員
27日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）髙山（恒）委員
・表示登記実務研究会（会館）
・事務局旧ＰＣのＨＤＤ破壊および撤去(会館)髙橋部長
・近ブロ総務部会(会館)加藤会長、井上副会長、髙橋部長
28日・インターンシップ閉講式（会館）加藤会長、久保部長、和田（清）委員長、加藤（充）副委員長、藤野・松内各委員
・会長指導（会館）髙橋部長
・編集会議（小委員会）（会館）
・編集全体会議（全体）（会館）
29日・和歌山会研修会（ルミエール華月殿）相澤部長

公嘱協会の動き

◇　6　月　◇

1日・会計検査院検査の事前打合せ（協会会議室）横山理事長、舩原業務部長、米村区域長、三好事務局長
2日・全公連総会（～３日）（東京）横山理事長、井之上副理事長、笹本指導研修部長
4日・第11回常任理事会（協会会議室）
5日・大阪公共嘱託登記司法書士協会総会（セントレジスホテル大阪）横山理事長
10日・三島区域全体会議（茨木市クリエイトセンター）横山理事長、山田総務部長
16日・入会希望者面接（協会応接室）山田（直）総務部長、三好事務局長
・第９回理事会（エル・おおさか）
・会計検査院検査の事前打合せ（協会会議室）横山理事長、舩原業務部長、米村区域長、三好事務局長
17日・会計検査院検査の事前打合せ（協会会議室）横山理事長、舩原業務部長、米村区域長、三好事務局長
18日・会計検査院検査（～19日）（協会会議室）横山理事長、舩原業務部長、米村区域長、三好事務局長
19日・阪南区域全体会議　横山理事長、舩原業務部長
22日・近公連理事長会議（協会会議室）横山理事長
23日・ビデオ研修（協会会議室）笹本指導研修部長
24日・ビデオ研修（協会会議室）岡田理事
26日・北区域全体会議（北区民センター）横山理事長

◇　7　月　◇

1日・ビデオ研修（協会）山本理事
2日・勝山公認会計士による実査（協会）
・ビデオ研修（協会）小牧理事
・泉州区域全体会議（岸和田市立浪切ホール）井之上副理事長
6日・社員研修会の事前打ち合わせ（協会）
8日・北河内区域全体会議（枚方市民会館）山脇副理事長
10日・ビデオ研修（協会）笹本指導研修部長
・堺・南河内区域全体会議（堺市産業振興センター）舩原業務部長
13日・東区域全体会議（協会）横山理事長
14日・外部監査（協会）
16日・天王寺区域全体会議（たかつガーデン）井之上副理事長
・ 14条地図地籍調査戦略総合ＰＴ（協会）
21日・第１回理事会（エル・おおさか）
22日・外部監査（協会）
24日・社員研修会（公嘱社員読本について）（エル・おおさか）
28日・選考委員会（協会）
30日・入会希望者面接（協会）山田総務部長、三好事務局長
・第１回常任理事会（協会）

◇　8　月　◇

4日・近公連理事長会議（協会）横山理事長
6日・監査会（協会）

11日・業務部会（協会）
18日・ビデオ研修（協会）笹本指導研修部長
20日・ビデオ研修（協会）山田（和）理事
・入会希望者面接（協会）山田総務部長、三好事務局長
・第２回理事会（エル・おおさか）
21日・近公連マイナンバー制度勉強会（大阪国際会議場）横山理事長、山田（直）総務部長、谷内田経理部長、三好事務局長
24日・ビデオ研修（協会）山本理事
26日・ビデオ研修（協会）竹中理事
27日・ホテルグランヴィア大阪と打ち合わせ（ホテルグランヴィア大阪）山田（直）総務部長、三好事務局長
28日・ビデオ研修（協会）笹本指導研修部長
・14条地図地籍調査戦略総合ＰＴ（協会）

行　事　予　定

◇　10　月　◇

３日(土) 協同組合レクレーション
４日(日) 会員研修会
６日(火) 近ブロ研修部会
８日(木) 常任理事会
９日(金) 近ブロゴルフ大会前夜祭
10日(土) 近ブロゴルフ大会
13日(火) 財務部会
近ブロ社会事業部会
15日(木) 中間監査
28日(水) 全国会長会議（29日も）

◇　11　月　◇

６日(金) 葉月の会（７日も）
16日(月) 常任理事会
19日(木) 大阪司法書士会との協議会
26日(木) 総合紛争解決センター運営委員会
総合紛争解決センター財務委員会
総合紛争解決センター理事会
30日(月) 常任理事会
理事会

◇　12　月　◇

２日(水) 三会会長懇談会
４日(金) 大阪会新会員研修会（５日も）
17日(木) 常任理事会

訃　報

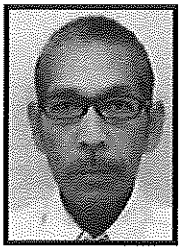

中河内支部
大西　雅之会員
平成27年７月５日ご逝去
（享年59歳）
▽平成23年５月～　総務部理事▽平成17年５月　大阪土地家屋調査士会長表彰

北支部
仁井　光治会員
平成27年６月23日ご逝去
（享年74歳）
▽昭和44年３月11日　入会▽昭和52年５月～　総務部理事▽昭和56年５月～　厚生部長▽昭和58年５月～　第１支部長（現北支部）▽昭和60年５月～　副会長▽平成５年５月～　相談役▽平成９年５月～　登記相談室長▽平成９年５月～　苦情処理委員長▽平成13年５月～　参与
▽昭和48年５月　大阪土地家屋調査士会長表彰▽昭和54年５月　大阪土地家屋調査士会長感謝状▽昭和60年５月　大阪法務局長表彰▽昭和61年５月　日本土地家屋調査士会連合会長表彰▽昭和63年７月　近畿管区局長表彰▽平成９年６月　法務大臣表彰

＊謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます

おくやみ申し上げます

▽笠原　充氏（中河内支部　笠原伸司・尊父、６月７日没、76歳）▽高田　襄二郎氏（中河内支部　高田稔・尊父、６月19日没、89歳）▽橘　美穂子さん（泉州支部　橘泰弘・母堂、７月14日没、73歳）▽富田　スミ子さん（北支部　富田博法・母堂、８月10日没、89歳）▽榎本　利彦氏（堺支部　榎本一代・尊父、８月23日没、80歳）

編集後記

◆今期から社会事業部長を拝命しました。２年間尽力してまいります。何かと至らないところもあるかと思いますが、よろしくお願いします。今年度、部員の数も減っておりますが、年４回の会報誌の発行はもちろんのこと、内容の充実に努め、読者の皆さま方に喜んでいただけるよう頑張ります。（久保）

◆初めて寄稿に携わってなかなか文章がまとまらず頭を痛めております。しかしながら、少しでも会員の皆さまに興味を持って読んでいただける記事が一つでも書ければ・・・という思いでこれからの２年間頑張っていきたいと思います　（冨岡）

◆前号で編集後記を書くのは最後になると言いつつ本号も編集後記を書いている予感がしますと書きましたが、やはり書いていました。前期は先輩方の後ろを付いていくだけで精いっぱいでした。新たな２年、力を注いでいきますので、本年度もよろしくお願いします。（柳原）

◆今まで支部内では何期か役員をしておりましたが、本会の理事は今回が初めてです。土地家屋調査士という資格の知名度の低さ、受験者数の減少などは資格としては死活問題であると考えます。何とか明るい希望をもてるよう、この２年間広報活動を頑張ってまいりたいと思います。（藤野）

◆今期初めて理事に就任し３カ月がたとうとしています。支部での広報担当副支部長を３期務めた後でしたが、このような編集活動など社会事業部の活動内容は初めてでまだ慣れないところもありますが、土地家屋調査士という資格制度を自分自身でも見直すいい機会ととらえ、この２年間自分なりにできることを頑張りたいと思います。（山田）

◆今期から社会事業部担当理事として、会報の編集に携わることになりました。任期いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。（中村）

訃報の対応について

１．事務局職員が在館する場合

① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にＦＡＸで連絡する。

② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にＦＡＸで連絡する。

本会社会事業部員

久保	加奈子	冨岡	隆
柳原	薫	藤野	充
山田	貴弘	中村	憲夫
（社会事業部担当副会長）		松尾	賢

支部社会事業（広報）担当責任者

北	奥田 祐次	西	吉田龍太郎
南	吉松 孝和		（支部長兼任）
阪南	岡本 吉雄	天王寺	飯田 正直
大阪城	津本 浩昭	中河内	辺見 実
北河内	今村健太郎	豊能	細川 隆弘
堺	小林 俊彦	泉州	酒井 健
三島	松原 政春	南河内	屋納 隆

（事務局）寺田　秀美

■発行所　大阪土地家屋調査士会
■〒540-0023　大阪市中央区北新町３番５号
■電　話　06（6942）3330（代）
■ＦＡＸ　06（6941）8070
■Ｅ－mail：otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ：http://www.chosashi-osaka.jp

【特別価格・送料無料】好評図書のご案内

弁護士が直面しやすい問題や疑問に対する方策を提示！

実例 弁護士が悩む 不動産に関する法律相談

専門弁護士による実践的解決のノウハウ

第一東京弁護士会 法律相談運営委員会 編著　2015年7月刊 A5判 488頁 本体4,200円+税 ➡ **特価4,080円(税込)**

- 各事例では「事件の概要図」とともに「本相談のポイント」を明示。
- 事例にて言及できなかった「特殊な問題」を中心に弁護士実務を議論した座談会の内容も収録。

ポイントを網羅した全205問！関係する全ての実務家にとっての必携書

Q&A 道路・通路に関する法律と実務

登記・接道・通行権・都市計画

末光祐一 著　2015年6月刊 A5判 584頁 本体5,300円+税 ➡ **特価5,150円(税込)**

- 宅地、不動産取引に不可欠な道路、通路などの法的知識や実務のポイントをQ&Aでまとめた一冊。
- 判例先例も多数収録。
- 登記実務にとどまらず、隣地や通行に関するトラブルになどに有益な情報も収録。

必要知識を網羅した全415問！

Q&A 農地・森林に関する法律と実務

登記・届出・許可・転用

末光祐一 著　2013年5月刊 A5判 616頁 本体5,600円+税 ➡ **特価5,440円(税込)**

- 実務で直面する「実践的な設問」をまとめた一冊。
- 先例・判例を多数収録。申請書・契約書のひな形も収録。
- 農地法、森林法のみならず関連する都市計画法、道路法、建築基準法等についても解説。

「なぜ、この額になるのか」登記実務と登録免許税額を結びつける、類のない一冊

第2版 不動産・商業等の登記に関する Q&A 登録免許税の実務

清水湛 監修　藤谷定勝 編著　2015年5月刊 A5判 464頁 本体4,100円+税 ➡ **特価3,990円(税込)**

- 別表を見ただけではわからない登録免許税の実務につき、総則、不動産、商業に分類・整理した上で、事例に即して解説。
- 登録免許税法等の根拠条文とその解釈、先例との関係、実務上の問題点等について正確に記述。
- 会社法改正等に伴う修正のほか、随所に事例を追加した改訂版。

FAX注文書　FAX 03-3953-2061

※商品のお届け方法は郵送となります。

特典コード 203493

書名		特価(税込)	部数	書名		特価(税込)	部数
実例 弁護士が悩む 不動産に関する法律相談	40592 弁不相	4,080円	冊	Q&A 農地・森林に関する 法律と実務	40509 農地森林	5,440円	冊
Q&A 道路・通路に関する 法律と実務	40588 道通	5,150円	冊	第2版 不動産・商業等の登記に関する Q&A 登録免許税の実務	40376 登免	3,990円	冊

フリガナ お名前	
ご住所	〒 E-mail:
	TEL: FAX:

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版　〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 http://www.kajo.co.jp/
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)

夢を最初にデザインします
FUKUI COMPUTER

フィールドデザインで日本の未来を創る
測量計算CADシステム「BLUETREND XA」

BLUETREND XA 2013 NEW!

測量計算CADシステム【ブルートレンド エクザ】

「測地成果2011」に完全対応、震災復興業務を効率化!

国土地理院提供のPatchJGD準拠の座標補正変換プログラムでPatchJGDを介さず効率的に座標補正変換。座標補正点検計算で変換後の座標値・面積も精度管理できるほか、座標補正前後がひと目で分かる座標ベクトル図や法務局提供の地図XML取込み等々、多彩な新機能で震災復興業務を大幅に効率化します。

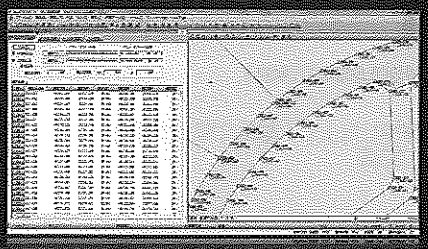

CAD機能の大幅強化で作業効率を向上!

横断図を内部的に数値化し、土量計算や集計結果をワンタッチでExcel・CSV出力。現況・計画平面図の法面作図での法面自動作図や自作特殊線が繰り返し使えるカスタマイズ機能、また点番入力で座標を自動結線機能等々、CAD機能を大幅に強化しました。またラスタデータを配置した図面の描画速度を500%高速化しました。

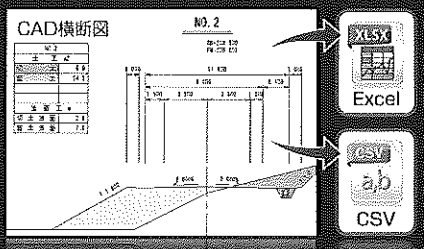

Google Earth™へ図面配置し画期的なプレゼンを実現!

Google Earth連携機能により、道路計画や災害復旧計画、用地取得状態や宅地造成計画の図面をGoogle Earth上に簡単に配置でき、Google Earth環境があれば、リアルで分かりやすいビジュアルプレゼンをどこでも手軽に行えます。これらの他、「BLUETREND XA 2013」は全100項目余の機能強化を図っています。

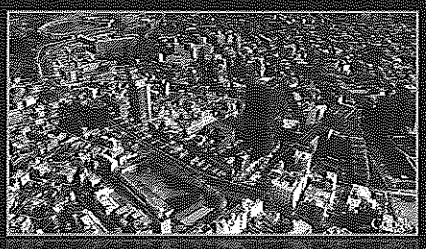

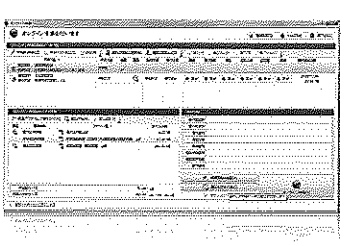

各種データを一元管理。調査士業務全般をワンパッケージでサポート。

TREND REGIC 2013

土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】

不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・筆界確認書等)およびオンライン申請から、事件管理・顧客管理に至るまで、調査士業務の飛躍的な効率化と省力化をワンパッケージでサポートする「土地家屋調査士」専用のアプリケーションです。

●Windows7上で動作するWindows XP Modeでの動作保証はしておりません。●Windows7 64bit版上で動作させる場合、64bitネイティブアプリケーションとしてではなく、32bitアプリケーションとして動作しますのでご注意ください。

福井コンピュータ株式会社
本社／〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6
札幌 青森 盛岡 仙台 水戸 宇都宮 高崎 新潟 長野 埼玉 千葉 東京 立川 横浜 静岡 名古屋 岐阜 福井 京都 大阪 神戸 岡山 高松 松山 広島 山口 福岡 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

●製品に関するお問い合わせ 0570-550-291
上記のナビダイヤルは福井県坂井市に発信し、着信せまでの通話料はお客様のご負担となります。また、通話料金につきましてはマイラインの登録に関わらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。携帯電話からのご利用の場合は20秒ごとに10円の通話料がお客様の負担となります。

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は
福井コンピュータ 検索
www.fukuicompu.co.jp

土地家屋調査士 通信教育

新 最短合格講座

基礎力養成編／受講期間6カ月

毎月1日開講!! 入学随時!

選べる2タイプ
DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

内堀 博夫
レクチャー　本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『択一攻略ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。全く初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマ

土地家屋調査士は不動産に関しての調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という2つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの2面を関連付けることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「攻略ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画の全てを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「択一攻略ノート」等を一括送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

《使用教材》

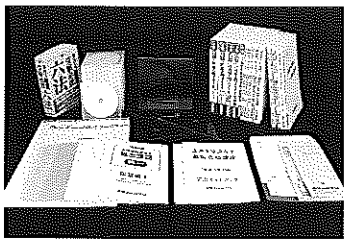

▲ 土地家屋調査士 新・最短合格講座(通信)教材

- 学習ガイドブック … 1冊
- 学習ガイダンスDVD … 1枚
- 入門 六法の読み方 … 1冊
- 調査士受験必携六法 … 1冊
- 調査士本試験問題と詳細解説 … 1冊
- テキスト 択一攻略ノートⅠ～Ⅶ … 7冊
- 調査士試験に必要な数学 … 1冊
- 測量・面積計算&図面作成（第4版） … 1冊
- テキスト 書式攻略ノートⅠ～Ⅲ … 3冊
- 新版 択一 過去問マスターⅠ・Ⅱ … 各1冊
- 新版 書式 過去問マスターⅠ・Ⅱ … 各1冊
- 提出課題問題編／解説編 … 全8回分 各1冊
- 確認テスト問題編／解説編 … 各1冊
- 解説DVD … 50枚《DVD付タイプ》
- 解説 映像ファイル … 50個（ダウンロードタイプ）
- 質問票 … 6回分
- 縮尺定規「すいすい君、すらすらチャン」… 1組（直角二等辺三角形（2枚））
- 全円分度器 … 1個
- 関数電卓の基本操作方法／テキスト … 1冊／DVDまたはWMVファイル … 1巻
- 補助教材一式

本誌をご覧の方は、特別減免学費でお申込みできます。

学費〈税込〉

土地家屋調査士 新・最短合格講座2016【総合コース】（基礎力養成編＋合格直結答練）

受講タイプ	一般学費	割引率	特別減免学費
DVDタイプ	483,400円	40%割引	290,040円
WMV映像ダウンロードタイプ	404,200円	40%割引	242,520円
DVDタイプ ※答練通学タイプ	453,600円	40%割引	272,160円
WMV映像ダウンロードタイプ ※答練通学タイプ	417,600円	40%割引	250,560円

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL
東京法経学院
★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. http://www.thg.co.jp
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

通信教育　メディア通信

資料請求